

日野町障がい者プラン

－支え合いの地域づくりのために－

第3期日野町障がい者計画

第6期日野町障がい福祉計画

第2期日野町障がい児福祉計画

令和3年3月 日野町

《目次》

第1章 日野町障がい者プランについて	3
1. はじめに	3
2. プランの性格・位置づけ	3
3. プランの期間	6
4. プランの推進	6
5. これまでの障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況	7
（1）障がい者計画の進捗状況	7
（2）第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況	10
第2章 日野町の現状と今後の見通し	18
1. 人口と障がい者数等の推移	18
（1）人口の推移	18
（2）障がい者数の推移	18
（3）身体障がい者数の推移と内訳	19
（4）精神障がい者数の推移	20
（5）自立支援医療（更生医療）受給者の推移	21
（6）日常生活用具受給者の推移	22
2. 障がい福祉サービスの利用状況	23
第3章 障がい者を取り巻く環境の変化	24
1. 障害者基本法の改正	24
2. 障害者総合支援法の施行	24
3. 障害者虐待防止法の施行	26
4. 障害者雇用促進法の改正	28
5. 障害者優先調達推進法の施行	29
6. 障害者差別解消法の施行	30
7. 障害者権利条約の批准	31
第4章 アンケート調査	32
1. 調査対象者	32
2. 実施方法	32
3. 調査結果	32
第5章 日野町の課題	40
1. 現状と今後の見通しから	40
2. 障がいを取り巻く環境の変化から	40
3. アンケート調査から	40

第6章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念『共に生きる地域社会の構築』	41
2. 基本目標	41
3. 各分野に共通する横断的視点	42
第7章 分野別施策の基本的方向	44
1. 生活支援	44
2. 保健・医療	45
3. 安全・安心	46
4. 情報アクセス・コミュニケーション支援	47
5. 生活環境	47
6. 雇用・就業、経済的自立の支援	48
7. 教育、文化・芸術活動、スポーツ	49
8. あいサポート運動の推進	49
9. 差別の解消及び権利擁護の推進	50
10. 当面の重点施策（再掲）	51
第8章 計画の数値目標・見込み量等	53
1. 障がい福祉サービス等の数値目標・見込み量	53
2. 数値目標	53
3. サービス見込み量	56
4. 計画の進捗管理と評価について	63
5. 見込み量確保のための方策	63

第1章 日野町障がい者プランについて

1. はじめに

近年、少子高齢化や障がいの重度化・重複化の進行等に伴い、福祉ニーズが多様化し、障がいのある方の地域生活を支える上で、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスを提供することが求められています。

そのような社会情勢の中、本町では、平成27年3月に障害者基本法に基づく「日野町障がい者計画（第3期）」と障害者総合支援法に基づく「日野町障がい福祉計画（第4期）」を一体的に定めた「日野町障がい者プラン」を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。また、平成30年3月には、「日野町障がい福祉計画（第4期）」が終了を迎えるにあたり、第5期障がい福祉計画として見直しを行うとともに、新たに児童福祉法の改正に伴い障害児通所支援などの見込量を定めることとされた「第1期障がい児福祉計画」を日野町障がい者プランの中に盛り込むこととしました。

この度、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画が令和2年度末をもって終了を迎えるにあたり、令和3年度から令和5年度までの3か年における計画を定めた「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定することといたします。

2. プランの性格・位置づけ

- ① このプランは、障害者基本法第11条第3項に定める「日野町の障がい者計画」、障害者総合支援法第88条に定める「日野町の障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「日野町の障がい児福祉計画」を一体的に定めるものです。また、障がい者（児）の自立及び社会参加の支援等のための施策又は障がい福祉サービスの提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、更には達成すべき目標などを示し、障がい者（児）施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとします。
- ② このプランは、鳥取県の障がい者計画であり障がい福祉計画及び障がい児福祉計画でもある「鳥取県障がい者プラン」との整合性を保ちながら、今後9年間（障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に該当する部分は3年間）に渡る町の障がい者施策の方針を示すものです。

○ 障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施

策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○ 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3. プランの期間

プランの期間は、平成27年度から令和5年度までの9年間とします。

その理由は、障がい者計画は基本的な計画であり、長期的な視点が必要であること、また、今回は計画期間が3年間の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画をプランの中に盛り込み、策定することから、3の倍数である9年間に設定するものです。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に該当する部分は主に第8章になります。

この部分については、3年に一度見直すことになります。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障がい者計画部分 (障害者基本法)												
				第3期障がい者計画								
障がい福祉計画部分 (障害者総合支援法)												
	第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
障がい児福祉計画部分 (児童福祉法)												
							第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

4. プランの推進

プランに掲げた施策の着実な推進を図るためには、町に関わるすべての方の協力が必要です。

(1) 住民

障がいのある人も健常者も地域社会の中でともに生きる社会づくりが求められています。このため、住民一人ひとりがお互いに、支え、支えられる存在であるとの認識の下、障がいに対する理解を深めお互いを尊重するとともに、それぞれの立場で、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

(2) 当事者・家族等

障がいのある人は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されています。また、共生社会の実現を目指して、障がい等の状況に応じ地域活動への主体的な参加も期待されています。

共生社会を築くため、まずは地域における障がいに対する理解を深めることが必要ですが、そのためには、障がいのある人や家族等が地域において積極的に情報を発信することが大切です。当事者や関係者の言葉は何よりも説得力を

持つものです。

(3) 障がい者関係団体

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がいのある人やその家族等のニーズに応じた支援活動、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、個人や一事業所ではできない活動を自主的かつ積極的に実施することが必要です。

(4) 障がい福祉サービス事業者

障がい福祉サービス事業者は、サービスに関する情報の提供、障がいのある人の意向を尊重した障がいのある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めるとともに、サービスの質の向上に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障がいのある人や家族の相談・援助、施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

(5) 企業

企業は、働く意欲のある障がいのある人の積極的な雇用を進めることにより、障がいのある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域におけるボランティア活動など積極的な社会貢献活動を進める中で、障がいのある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、施設や車両、住宅等のサービス提供において、障がいのある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

(6) 町

町は地方分権が進展するなか、障がいのある人への福祉の提供については、大半の役割を担うこととなりました。住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要とされる福祉・保健・医療サービスをきめ細かく、主体的に展開していきます。

- 福祉サービスの提供主体として、障がいのある人の生活実態を把握し、就労支援機関や教育機関等関係機関との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施します。
- 障がい福祉に関する情報提供や相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施します。
- 地域生活支援事業を地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、効率的、効果的に実施します。

5. これまでの障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 障がい者計画の進捗状況

平成24年度に改正した日野町障がい者計画では、次の基本理念を掲げ、9項目の基本方針を定めました。

基本理念

誰もが住みなれた地域や環境で共に生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がい者が自分のもつ能力を最大限

に発揮し、自立した生活が送れるよう、各種サービスが体系的に提供される社会を目指すという「リハビリテーション」の理念を基本理念とします。

この理念のもとに、「心のバリアフリー」の促進を図り、誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指すとともに、障がいの有無に関わらず、全ての町民が互いに支えあい助けあいながら、住みなれた地域で自立して生活が送れるまちを目指します。

基本方針

- ① 地域支援体制の推進
- ② 障がい福祉サービス等の推進
- ③ 保健・医療の充実
- ④ 療育・保育・教育の充実
- ⑤ 就労・雇用の促進
- ⑥ 生活環境の整備
- ⑦ 精神保健と心の健康
- ⑧ 障がいのある人の人権の保障
- ⑨ 自立支援協議会との連携

基本方針の各項目ごとの取り組み状況は、次のとおりです。

① 地域支援体制の推進

まず、障がいについての正しい知識・認識を普及させ、障がい者についての理解をより深めるために、広報・啓発活動や福祉教育等を推進することとしました。これは、人権学習として「あいサポーター研修」を実施する、小地域座談会において「様々な障がい特性の理解」を取り上げる、などの取組みにより住民向け啓発活動を推進するとともに、日野町役場をはじめとする町内企業団体が「あいサポート企業・団体」に登録することで、地域で支えあい助けあうことができる地域社会の構築の機運を醸成しています。

また、障がい福祉サービス受給者に対し、個別に利用計画を策定する「計画相談支援」の導入達成率も県下で上位に位置するなど、「障がい者一人ひとりのニーズに対応した情報提供・相談体制の充実」に貢献しています。

② 障がい福祉サービス等の推進

この項目については、本項「（２）第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の進捗状況」の段に記載します。

③ 保健・医療の充実

「障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見・早期治療を推進するため、保健・医療サービスの適切な提供を図り、障がいの発見から療育に円滑に移行できるよう、保健体制の充実を図りながら、保健・医療・福祉の連携を強化する。」というこの項目については、町内唯一の医療機関であ

る日野病院との連携により、がん検診や人間ドック事業を強力に推進しています。また、日野病院の検査精度の向上を目的として、MR I（磁気共鳴画像装置）の高機能化のための購入を助成しました。

④ 療育・保育・教育の充実

乳幼児健診において、障がいの可能性のある子どもを早期発見し、早期療育へとつなぐ取り組みをしています。また、保育所・小学校・中学校連携により、上級学校への進学に際しても切れ目なく障がいに係る情報を共有できる体制を整えました。

⑤ 就労・雇用の促進

基本方針として「障がい者の自立や社会参加のための重要な柱である就労を支援するために、障がい者一人ひとりがその能力や特性に応じた就労ができるよう、広く町民及び町内の事業所等に障がい者雇用についての理解の促進を図ります。また、関係機関と連携し、就労支援を推進するとともに、障がい者が働きやすい環境づくりに努めます。」と掲げましたが、具体的な施策としては、障がい福祉サービスにおける就労継続支援、就労移行支援の推進のみに留まっています。

なお、障がい者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことに加えて、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みも求められていることから、平成 25 年 10 月に「日野町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大に努めることとしました。

⑥ 生活環境の整備

「公共性の高い施設等のバリアフリー化を推進し、障がい者に限らず誰もが日常において快適な生活を送ることができる生活環境の整備に努める。」と掲げています。障がい当事者・家族会等の関係団体からの陳情や当事者住民との意見交換の中で明らかになる改善点を、できることから改善しています。最近の例では、役場庁舎玄関に設置した視覚障がい者用音声案内装置の位置変更、同玄関に位置する段差の点字ブロックの設置などがあります。

⑦ 精神保健と心の健康

1) こころの健康知識の普及

「睡眠不足からのうつ病の早期発見のため、広報等へ健康知識の普及について掲載を行います。」との基本方針に対し、

- 日野総合事務所・日野郡 3 町の共同事業としてキャンペーンの実施（キャンペーングッズの配布、自死予防リーフレットの配布）
- ぽかぽか教室での健康教育（人形劇のビデオ活用）
- 生きいき“ひの” ふれあいまつりの催事「健康福祉コーナー」でのストレスチェック&アドバイス

などを実施しました。

2) 更年期健康相談の実施

○ 年4日の女性がん検診時に更年期健康相談を実施しています。

3) 自殺予防の取り組み

○ 9月、3月の自殺予防月間に合わせ、広報ひの「健康福祉センターたより」を利用し、啓発記事を掲載しました。

⑧ 障がいのある人の人権の保障

「障がいの種類や特性、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所や生活のあり方、人生の過ごし方を選択し、決定できるよう社会をつくっていく必要がある。障がいのある人にかかわる様々な支援も、常に障がいのある人のニーズと自己選択・自己決定を尊重して行われることを基本とする。」との基本方針に沿って、障がいのある人が自らの生活を支える障がい福祉サービス等を受給する際には、本人・家族の希望と障がいの状態・程度を客観的に勘案し最適なサービスにつなぐため、専門の相談支援員による個別の「サービス等利用計画」を作成し、サービス開始後は利用するサービスが適合しているかモニタリングすることとしています。このサービス等利用計画の導入率は、平成27年3月以降、100%を維持しています。

また、障がい者の人権を脅かす虐待防止を目的に「障がい者虐待防止センター」を平成24年10月1日に設置しました。

⑨ 自立支援協議会との連携

日野町内には障がい者福祉に対する社会資源が限られており、むしろ、入所施設や相談支援事業所など障がい者が必要とする資源としては、無いものの方が多い状況です。様々な障がい者施策を実施するに当たっては、日野町の中だけで完結することは不可能で、郡境をも越えた県西部圏域での取り組みが必要です。

鳥取県西部9市町村では、このような広域的に取り組むべき課題解決のテーブルとして、共同で「鳥取県西部自立支援協議会」を設置しています。この協議会では、障がい者当事者・家族、サービス提供事業者、医療機関等が、連携する上での課題について検討して、圏域内での統一的な運用ルールを策定したり、新たな制度の提案をしています。

(2) 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

平成30年3月に策定した日野町障がい福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）で掲げた目標と実績は、以下のとおりです。

① 施設入所者の地域生活への移行

(目標値)

項目	H29年10月末時点	R2年度末
施設入所者数	10人	8人

削減見込み数	—	2 人（H30～R2 累計）
地域生活への移行者数	—	2 人（H30～R2 累計）

（実績）

項目	実績（R2 年 10 月末時点）	内訳
施設入所者数	5 人	
削減数	5 人	グループホームへ移行 2 名 介護保険施設へ移行 1 名 死亡 2 名
地域生活への移行者数	2 人	グループホームへ移行 2 名

※削減数、地域生活への移行者数とも目標値を達成

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第 5 期計画における目標】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を持つよう推進する。

【実績】

現状、日野町内および鳥取県西部圏域においても、精神障がいに特化した協議の場が設置されているわけではないが、平成 30 年度より日野郡内の障がい福祉事業者や町の障がい福祉担当者等を中心とした連絡会（以下、「日野郡障がい福祉関係者連絡会」とする）を開催しており、その中で、各事業所を利用されている精神障がいのある方に関する検討の機会も設けられている。

③ 地域生活支援拠点の整備

【第 5 期計画における目標】

鳥取県西部圏域において、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等において、令和 2 年度末までに 1 つを整備できるよう働きかける。

【実績】

日野郡内にて地域生活支援拠点 1 か所の整備ができた。

※平成 30 年度より日野郡 3 町の行政、障がい福祉サービス提供事業所によって構成される連絡会（「以下、日野郡障がい福祉関係者連絡会」とする。）が設置されたのに伴い、日野郡内の障がい福祉関係者の連携体制が構築された。

④ 福祉施設から一般就労への移行促進

【第5期計画における目標】

項目	H26年4月～ H29年10月末	H30年4月～ R2年度末
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	1人
就労移行支援事業の利用者数	0人	1人

【実績】※平成30年4月～令和2年10月末まで

項目	実績
福祉施設から一般就労への移行者数	2人
就労移行支援事業の利用者数	0人

※福祉施設から一般就労への移行については目標値を達成。

※就労移行支援事業所の利用者数は0名のまま推移。鳥取県西部圏域において、就労移行支援事業所が減少していることが原因と考えられる。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

第1期障害児福祉計画における目標	実績（令和2年11月現在）
令和2年度末までに、鳥取県西部圏域において児童発達支援センターを1か所設置する。	平成30年度から令和2年11月までの間で、鳥取県西部圏域にて2か所の児童発達支援センターが設置された。
令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	鳥取県西部圏域に保育所等訪問支援を行う事業所が2か所設置されたが、全体的に事業所数は不足している。
令和2年度末までに、鳥取県西部圏域において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所設置する。	鳥取県西部圏域において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が各1か所ずつ設置された。
上記の目標及び、その他の課題解決を図るため、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。	平成30年度より、日野郡内において日野郡障がい福祉関係者連絡会が設置された。 鳥取県西部障害者自立支援協議会において、医療的ケア児のための協議を行う部会が設置された。

⑥ 障がい福祉サービス等の提供実績

1) 訪問系サービス（令和2年度は9月までの実績）

サービス区分	項目		単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度
居宅介護	見込	利用者数	人	5	5	5
		月間総利用時間数	時間	58	58	58
	実績	利用者数	人	4.5	5	5
		月間総利用時間数	時間	56	62.1	66.6
重度訪問介護	見込	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用時間数	時間	0	0	0
	実績	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用時間数	時間	0	0	0
同行援護	見込	利用者数	人	1	1	1
		月間総利用時間数	時間	2	2	2
	実績	利用者数	人	0.3	0	0
		月間総利用時間数	時間	1	0	0
行動援護	見込	利用者数	人	2	2	2
		月間総利用時間数	時間	16	16	16
	実績	利用者数	人	1	1	1
		月間総利用時間数	時間	11.2	10.7	7.3
重度障害者等 包括支援	見込	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用時間数	時間	0	0	0
	実績	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用時間数	時間	0	0	0

2) 日中活動系サービス（令和2年度は9月までの実績）

サービス区分	項目		単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度
生活介護	見込	利用者数	人	9	9	8
		月間総利用日数	人日	207	207	184
	実績	利用者数	人	8.3	7.0	8.0
		月間総利用日数	人日	177.8	156	167.5
自立訓練 (機能訓練)	見込	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用日数	人日	0	0	0

	実績	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用日数	人日	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	見込	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用日数	人日	0	0	0
	実績	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用時間数	人日	0	0	0
就労移行支援	見込	利用者数	人	1	1	1
		月間総利用日数	人日	20	20	20
	実績	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用日数	人日	0	0	0
就労継続支援 (A型)	見込	利用者数	人	2	3	4
		月間総利用日数	人日	40	60	80
	実績	利用者数	人	1	1.4	1
		月間総利用日数	人日	21.8	28.6	22
就労継続支援 (B型)	見込	利用者数	人	24	25	26
		月間総利用日数	人日	480	500	520
	実績	利用者数	人	20.3	22.2	21.8
		月間総利用日数	人日	379.7	382.8	339.5
就労定着支援	見込	月間利用者数	人	0	1	1
	実績	月間利用者数	人	0	0	0
療養介護	見込	月間利用者数	人	0	0	0
	実績	月間利用者数	人	0	0	0
短期入所 (福祉型)	見込	利用者数	人	1	1	1
		月間総利用日数	人日	9	9	9
	実績	利用者数	人	0	0	0.2
		月間総利用日数	人日	0	0	0.3
短期入所 (医療型)	見込	利用者数	人	1	1	1
		月間総利用日数	人日	7	7	7
	実績	利用者数	人	1	0.8	0.8
		月間総利用日数	人日	6.2	5.8	4.0

3) 居住系サービス（令和2年度は9月までの実績）

サービス区分	項目		単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度
自立生活援助	見込	月間利用者数	人	1	1	1
	実績	月間利用者数	人	0	0	0
共同生活援助	見込	月間利用者数	人	9	9	10
	実績	月間利用者数	人	7.8	8.9	9.5
施設入所支援	見込	月間利用者数	人	9	9	8
	実績	月間利用者数	人	6.3	5.2	5

4) 相談支援（令和2年度は9月までの実績）

サービス区分	項目		単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度
計画相談支援	見込	利用者数	人	41	42	43
	実績	利用者数	人	36.3	38.1	36.8
障害児相談支援	見込	利用者数	人	4	4	5
	実績	利用者数	人	4	4	3
地域移行支援	見込	月間実利用者	人	1	1	2
	実績	月間実利用者	人	0	0	0
地域定着支援	見込	月間実利用者	人	1	1	2
	実績	月間実利用者	人	0	0	0

5) 児童通所支援等（令和2年度は9月までの実績）

サービス区分	項目		単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度
児童発達支援	見込	利用者数	人	5	5	5
		月間総利用時間数	時間	58	58	58
	実績	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用時間数	時間	0	0	0
放課後等デイサービス	見込	利用者数	人	3	3	3
		月間総利用時間数	時間	24	24	24
	実績	利用者数	人	2.6	2	2
		月間総利用時間数	時間	27.8	27.4	28.8
	見込	利用者数	人	1	1	1

保育所等訪問支援	実績	月間総利用時間数	時間	2	2	2
		利用者数	人	0	0	0
		月間総利用時間数	時間	0	0	0
医療型児童発達支援	見込	利用者数	人	2	2	2
		月間総利用時間数	時間	16	16	16
	実績	利用者数	人	0.8	0.9	0
		月間総利用時間数	時間	3.1	2.6	0
居宅訪問型児童発達支援	見込	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用時間数	時間	0	0	0
	実績	利用者数	人	0	0	0
		月間総利用時間数	時間	0	0	0

障がい福祉サービス等の見込値に対する平成 30 年度から令和 2 年度までの実績より、以下のような傾向があると整理します。

- 1) 日野町においては、障がい福祉サービス等の全体的な対象者数は減少傾向にある。
(理由) 計画相談支援と障害児相談支援支援の対象者数が減少しているため。
- 2) 一方で、少しずつではあるが、障がいのある方の地域移行が進んでいる。
(理由) 共同生活援助の利用者数が見込どおり少しずつ増加しているため。
- 3) 利用者数は限られているものの、居宅介護や放課後等デイサービスの利用ニーズは少しずつ増えている。
(理由) 居宅介護、放課後等デイサービスの 1 人あたりの利用量が増加傾向にあるため。
- 4) 制度としてはあるものの、提供体制そのものが整っていないといったサービスが圧倒的に多い。
(理由) 同行援護、行動援護、就労継続支援（A 型）、短期入所（福祉型、医療型）、医療型児童発達支援の実績が殆どないため。また、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、療養介護、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の実績がないため。

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

		H30 年度	R 元年度	R2 年度
コーディネーターの配置人数	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	<u>1 人</u>

※令和 2 年度の実績は日野郡内における配置人数。

⑧子ども・子育て支援における地域資源の種別ごとの見込量と実績（令和2年10月末現在）

		H30 年度	R 元年度	R2 年度
第1号認定 (受入施設：幼稚園、認定こども園)	見込	0 人	0 人	0 人
	実績	0 人	0 人	0 人
第2号認定 (受入施設：保育所、認定こども園)	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
第3号認定 (受入施設：保育所、認定こども園等)	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
放課後児童健全育成事業	見込	2 人	2 人	2 人
	実績	0 人	0 人	0 人

⑨地域生活支援事業

サービス区分		項目	単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度
一般相談支援	見込	月間利用者延数	人	18	19	20
	実績	月間利用者延数	人	21.7	16.9	—
手話通訳・ 要約筆記	見込	月間利用者延数	人	10	10	10
	実績	月間利用者延数	人	7.1	7.2	—
日常生活用具 給付等事業	見込	年間総利用件数	件	32	33	34
	実績	年間総利用件数	件	22	35	27
移動支援	見込	月間総利用時間数	時間	22	22	22
	実績	月間総利用時間数	時間	19.1	16.4	9.7
日中一時支援	見込	月間実利用者数	人	1	1	1
	実績	月間実利用者数	人	0	0.1	0.3

※令和2年度の日常生活用具給付等事業については11月末までの実績、移動支援については10月末までの実績を掲載。

第2章 日野町の現状と今後の見通し

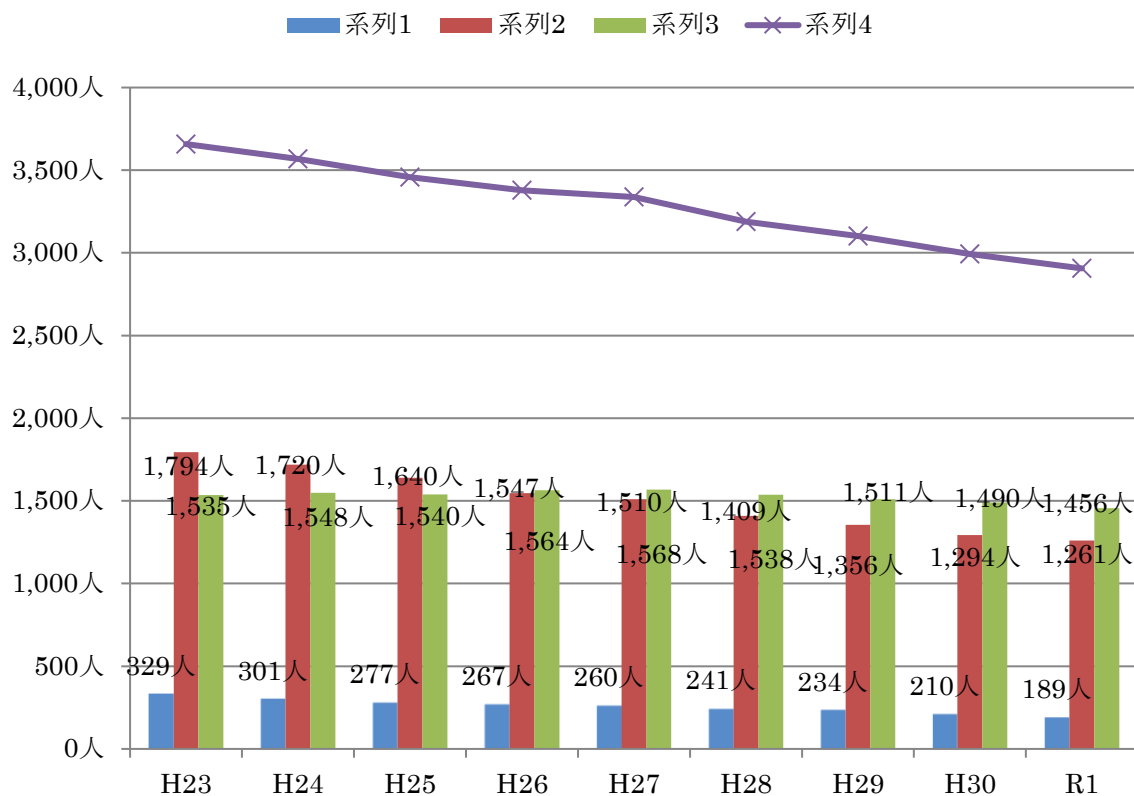
1. 人口と障がい者数等の推移

(1) 人口の推移

総人口は、依然として減少を続けており、中でも年少人口及び生産年齢人口の減少が著しく減少しています。一方、高齢者人口は減少しておらず、むしろ「団塊の世代」が65歳に達することから一時的に増加しています。このことから、平成26年には、ついに生産年齢人口と高齢者人口が逆転しました。

今後も同様の減少率で減少を続け、本計画の期間である令和5年度には、人口は2,700人程度まで減少するものと思われます。

■ 人口の推移



人口増加率

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
-2.4%	-3.1%	-2.3%	-1.2%	-4.5%	-2.7%	-3.5%	-2.9%	-2.8%

(2) 障がい者数の推移

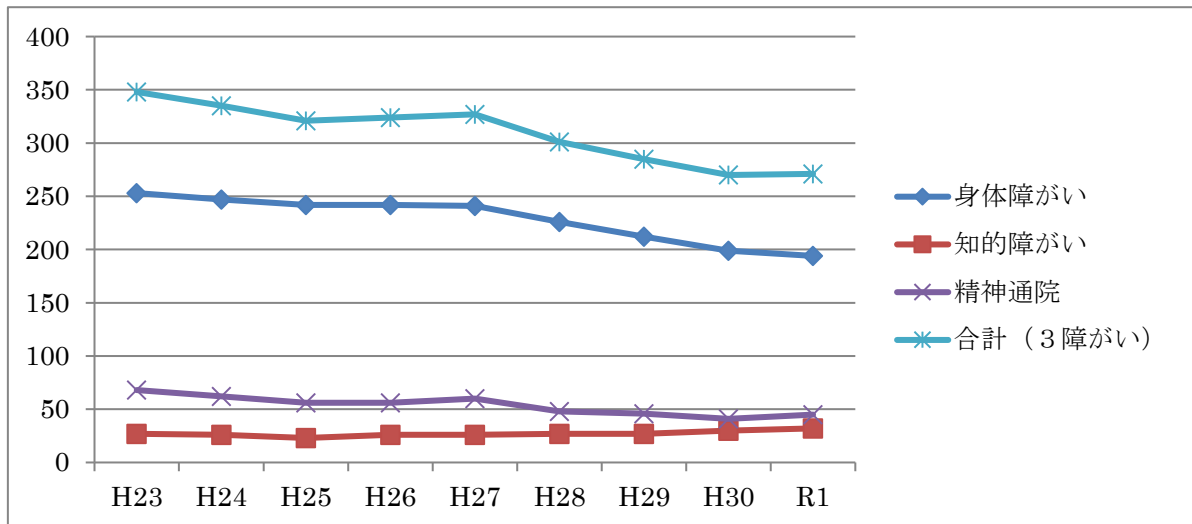
令和元年度末現在で、身体障がい者数（手帳）194人、知的障がい者数（手帳）32人、精神通院（自立支援医療）45人、合計271人です。

身体障がい者及び精神障がい者は、年々減少しているのに対し、知的障がい者はやや増加傾向という結果となっています。

日野町の障がい児・者数の推移

(人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
身体障がい	253	247	242	242	241	226	212	199	194
知的障がい	27	26	23	26	26	27	27	30	32
精神通院	68	62	56	56	60	48	46	41	45
合計(3障がい)	348	335	321	324	327	301	285	270	271



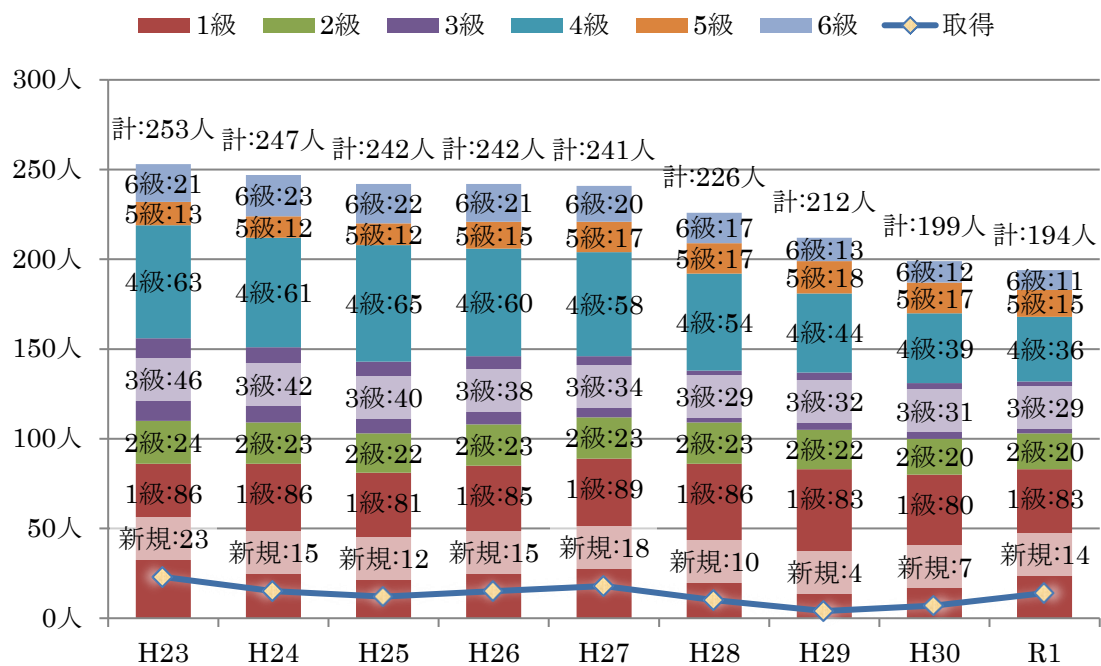
日野町の障がい児・者数の推移予測

(人)

年度末数値	R3	R4	R5
身体障がい	199	194	190
知的障がい	19	18	18
精神通院	51	50	50
合計(3障がい)	269	263	257

(3) 身体障がい者数の推移と内訳

全体としては、人口の減少に伴い減少傾向にあります。新規に手帳を取得する人の数とともに、ここ数年は特に、4～6級の方の減少がみられます。

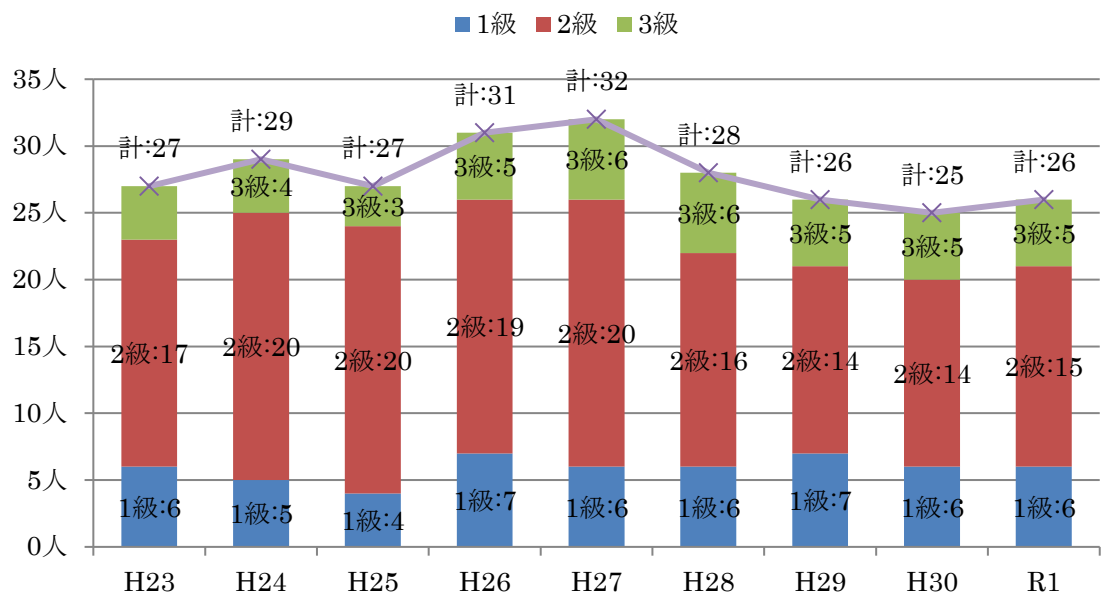


障がいの種類別の推移として特徴的なのは、平成22年度以降、心臓機能障がいや腎機能障がいといった生活習慣病に起因する内部障がいの占める割合が増加を続けていることです。この現象は、団塊の世代が高齢期を迎え、65歳から75歳の人口に占める割合が増加した状況から、今後もしばらく続くものと思われます。

(4) 精神障がい者数の推移

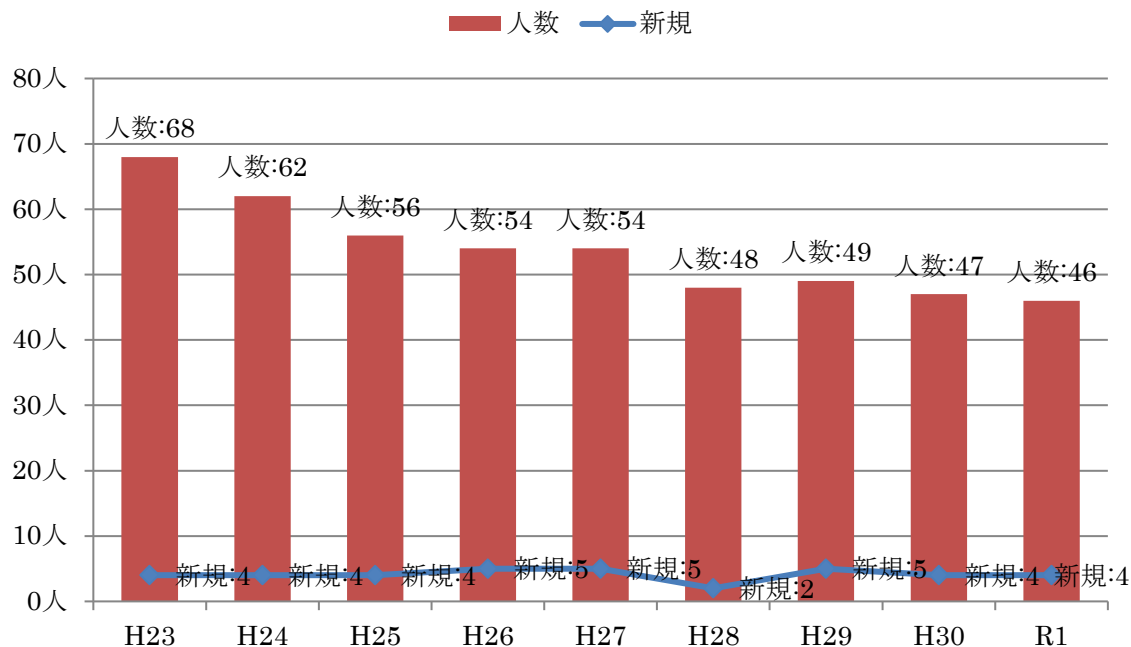
① 手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数については、平成23年度以降、わずかな増減を繰り返しながら30名前後で推移しています。



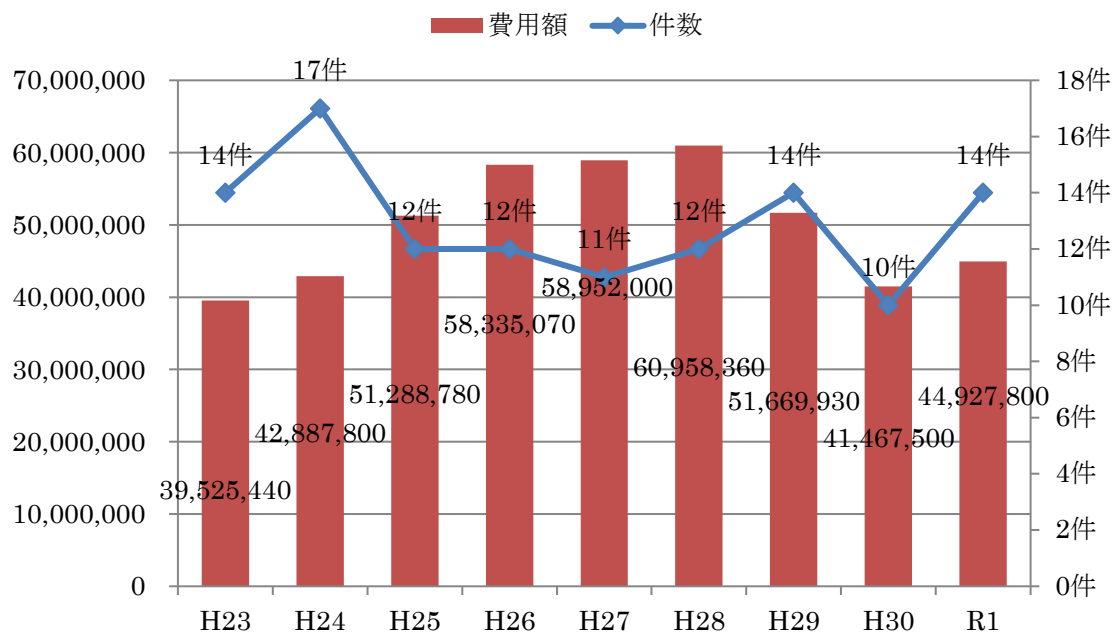
② 自立支援医療（精神通院）受給者数

平成21年度以降、新規患者数は沈静化していますが、一旦発症すると回復までに長期間治療を要するのが特徴です。



(5) 自立支援医療（更生医療）受給者の推移

平成23年度以降、受給者件数は14件前後で推移しています。また、平成28年度まで1人あたりの費用額は増加傾向にあったものの、平成29年度以降は減少傾向にあります。件数の内訳をみると、人工透析の方や心臓のペースメーカーの手術をされた方が殆どを占めるという状態が続いています。



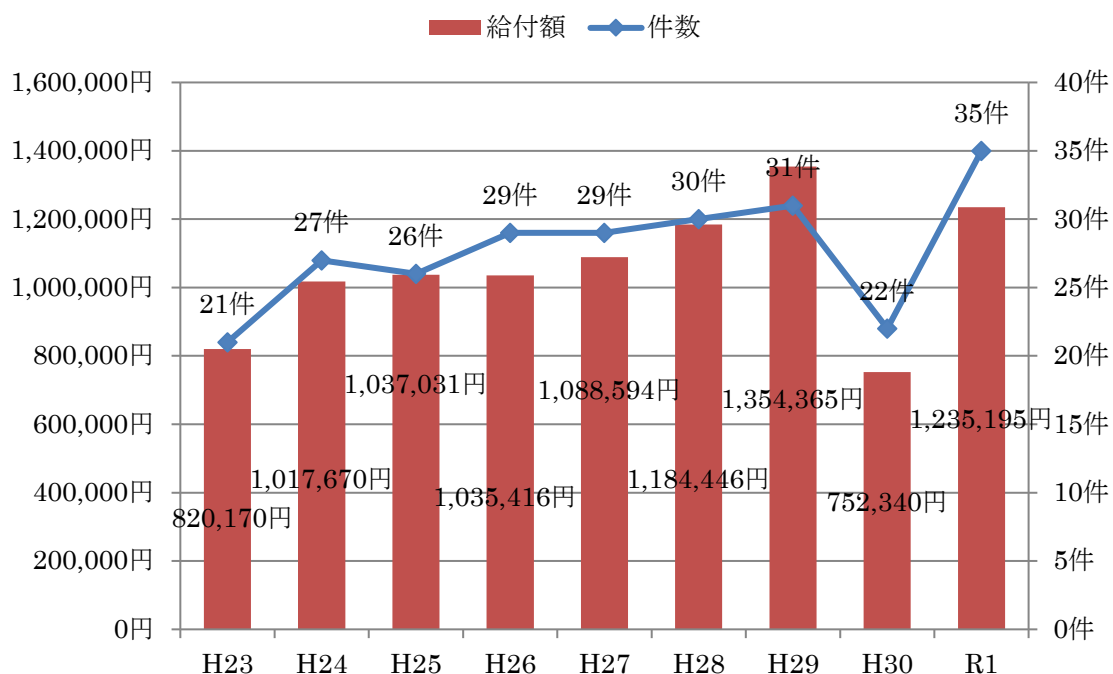
件数の内訳

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
心臓	3	5	3	2	1	2	4	1	4
人工関節	0	0	1	0	0	0	0	0	0
人工透析	10	11	7	9	9	9	10	9	10
免疫不全	1	1	1	1	1	1	0	0	0

(6) 日常生活用具受給者の推移

平成30年度については一時的に落ち込みがあったものの、平成23年度以降、給付件数と給付額の両方で増加傾向にあります。

増加の要因は、主に消化器系、尿路系疾患によるストーマ使用患者の増加によるものです。



件数の内訳

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
蓄便袋	11	15	16	17	19	20	18	11	15
蓄尿袋	8	9	7	10	8	6	6	7	17
紙おむつ	1	2	1	2	2	2	2	1	3
杖	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入浴補助用具	0	1	0	0	0	1	1	1	0
居宅生活動作補助用具	0	0	0	0	0	1	1	0	0
その他日常生活支援機器	1	0	2	0	0	0	3	2	0

2. 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 障がい福祉サービスの利用者数

平成25年11月時点の鳥取県の障がい福祉サービスの利用者数は5,206人で、人口に占める割合は0.90%（全国平均0.54%）、手帳所持者に占める割合は11.33%（全国平均8.46%）でした。これは、いずれも全国トップの利用状況のようです。

一方、本町における同時点での同利用者数は43人で、人口に占める割合は1.24%、手帳所持者に占める割合は8.48%でした。人口に占める割合としては全国トップの鳥取県の中でも利用の割合が高いことを示すと同時に、手帳所持者に占める割合でみれば鳥取県の平均値ほどの利用率はなく、全国平均並みの利用率であるということです。

これらは、「日野町の手帳保持率が全国平均より高い鳥取県にあって、その中でも保持率が高い。」けれども「障がい福祉サービスの利用は、手帳の保持率に比例して増加する訳ではない。」ことを示しています。

なぜそうなるのか。それは、日野町及び周辺地域に福祉サービスを提供できる社会資源が少ないからです。

－参考－

等級別身体障害者手帳保持率（H23）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
全国	1.25%	0.66%	0.70%	0.96%	0.25%	0.26%
鳥取県	1.58%	0.78%	0.78%	1.16%	0.33%	0.39%
日野町	2.35%	0.66%	1.26%	1.72%	0.36%	0.57%

(2) 障がい福祉サービスの提供状況

令和2年11月末現在において障がい福祉サービスを提供できる日野町内の事業所は、次のとおりです。

サービスの種類	事業所名
居宅介護	おしどり荘訪問介護事業所
就労継続支援B型	セルプひの、おしどり作業所、アヴニール幸照

また、障がい福祉サービスを補う地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援）を提供できる日野町内の事業所は、次のとおりです。

サービスの種類	事業所名
日中一時支援	セルプひの、かじか荘
移動支援	セルプひの

第3章 障がい者を取り巻く環境の変化

1. 障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障がい者施策の基本となる事項を示したものであり、障がいのある人に関係する一番大切な法律です。当法律は、平成23年に見直され、8月5日に公布、施行されました。改正により、すべての人が人権を持っているという考え方にに基づき、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

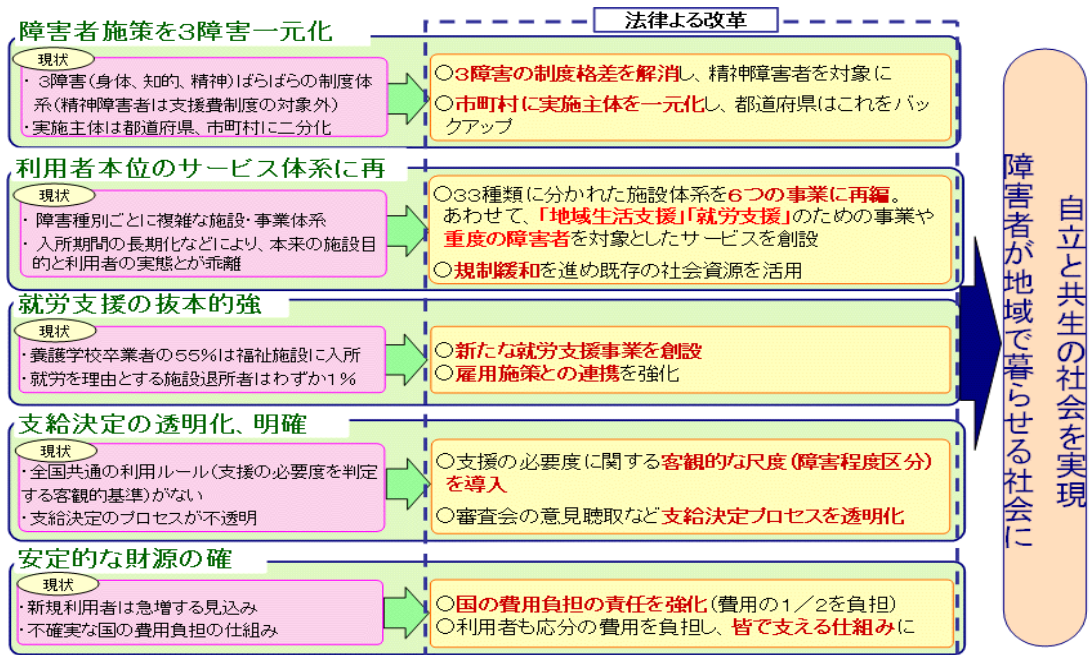
2. 障害者総合支援法の施行

(1) 措置制度から支援費制度へ（平成15年度）

平成15年4月に、それまで行政がサービスの受け手を特定し、サービスの内容を決定してきた「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」へと移行しました。

(2) 障害者自立支援法の施行

しかし、「支援費制度」は、精神障がい者が対象となっていなかったことや統一的な基準がないため支給決定のプロセスが不透明であること、また、利用者の増大に伴いサービス費用も増加し、制度の維持が困難となったことなどにより制度全体の見直しが行われ、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。これにより、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、3障がいを一元化し、就労支援の強化、支給決定の仕組みの明確化、安定的な財源の確保などが図られました。



また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整

備に関する法律（いわゆる「つなぎ法」）」が平成22年12月10日に公布され、利用者負担の見直し、相談支援体制の充実等の見直しが行われました。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨	公布日施行	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日から施行	- 利用者負担について、応能負担を原則に - 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行	発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行 ※自立支援協議会については、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行	- 相談支援体制の強化 { 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 } - 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行) - 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 - 在園期間の延長措置の見直し { 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。 その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。 }
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日から施行	- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化) (その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、 (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、 (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

さらに、平成24年6月に成立・公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」と改められ、様々な制度の見直しが図られました。

「障害者総合支援法」の主な見直しは

【H25. 4. 1 施行分】

- ① 法の目的に「自立」に代え「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記
- ② 障がい者の定義に難病等を追加し、障がい福祉サービス等の対象を拡大
- ③ 市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の追加
(追加された必須事業)
 - ・ 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発
 - ・ 障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
 - ・ 市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修
 - ・ 意思疎通支援を行う者の養成

【H26. 4. 1 施行分】

- ④ 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、定義や判定式、調査項目を見直し

- ⑤ 重度訪問介護の対象拡大（重度の知的障がい者、精神障がい者を対象に追加）
- ⑥ ケアホームのグループホームへの一元化
- ⑦ 地域移行支援の対象拡大（保護施設、矯正施設等を退所する障がい者等）となっています。

さらに、平成30年4月より、障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律が施行されました。概要は下記のとおりです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣 旨	(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)
	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。
概 要	
	1. 障害者の望む地域生活の支援 (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助) (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援) (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する
施行期日	
	平成30年4月1日(2.(3))については公布の日(平成28年6月3日)

3. 障害者虐待防止法の施行

平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。これにより、平成24年10月1日から、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。

また、虐待の防止や対応の窓口となる市町村障がい者虐待防止センターや県障がい者権利擁護センターを設置することとなり、本町においても健康福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置しています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

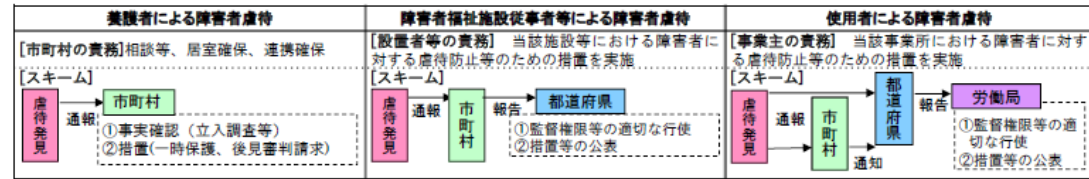
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に基づき、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

4. 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、精神障がい者についても、身体障がい者、知的障がい者に加え、雇用が義務となり、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとなります。（平成30年4月1日施行）

また、雇用の分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止や、事業主に對し、過重な負担を及ぼさない範囲で、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。（平成28年4月1日施行）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

（想定される例）

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行（H30）後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

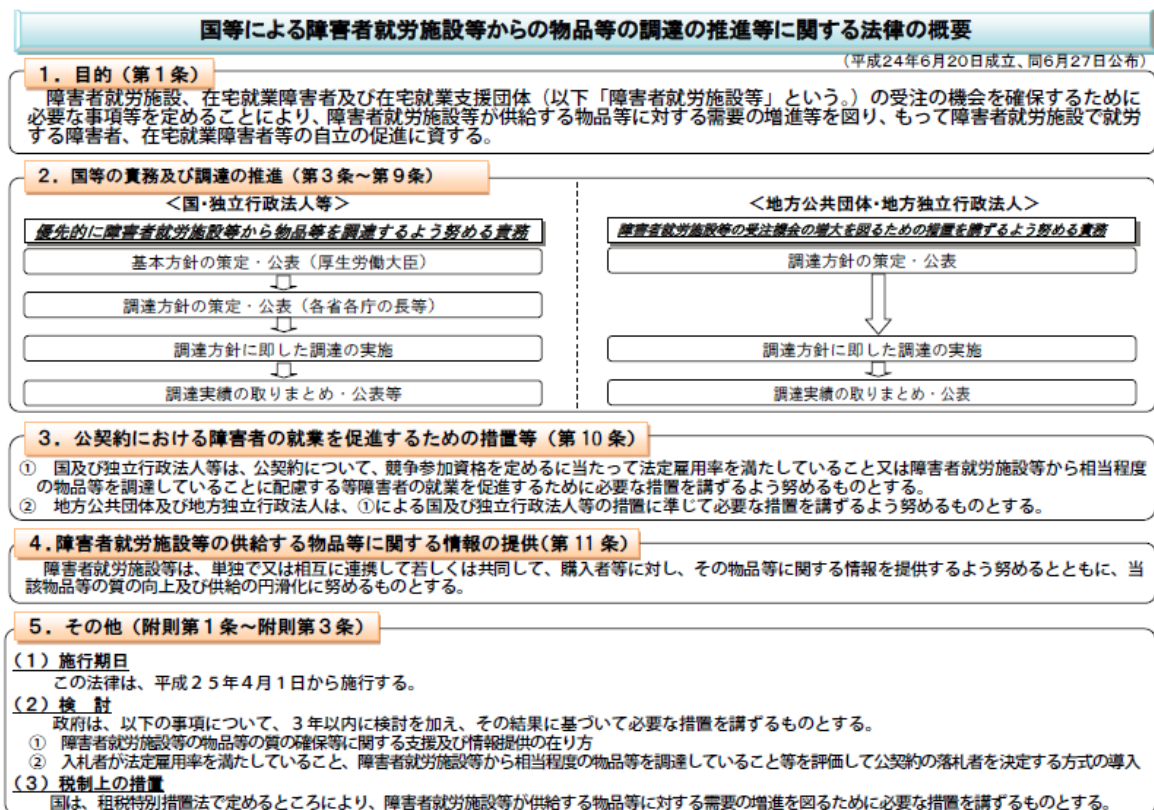
障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日：平成28年4月1日（ただし、2は平成30年4月1日、3（障害者の範囲の明確化に限る。）は公布日（平成25年6月19日））

5. 障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成24年6月に成立（平成25年4月1日施行）し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。本町においても、平成25年度から調達方針を作成し、目標及び実績を公表しています。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障がい者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

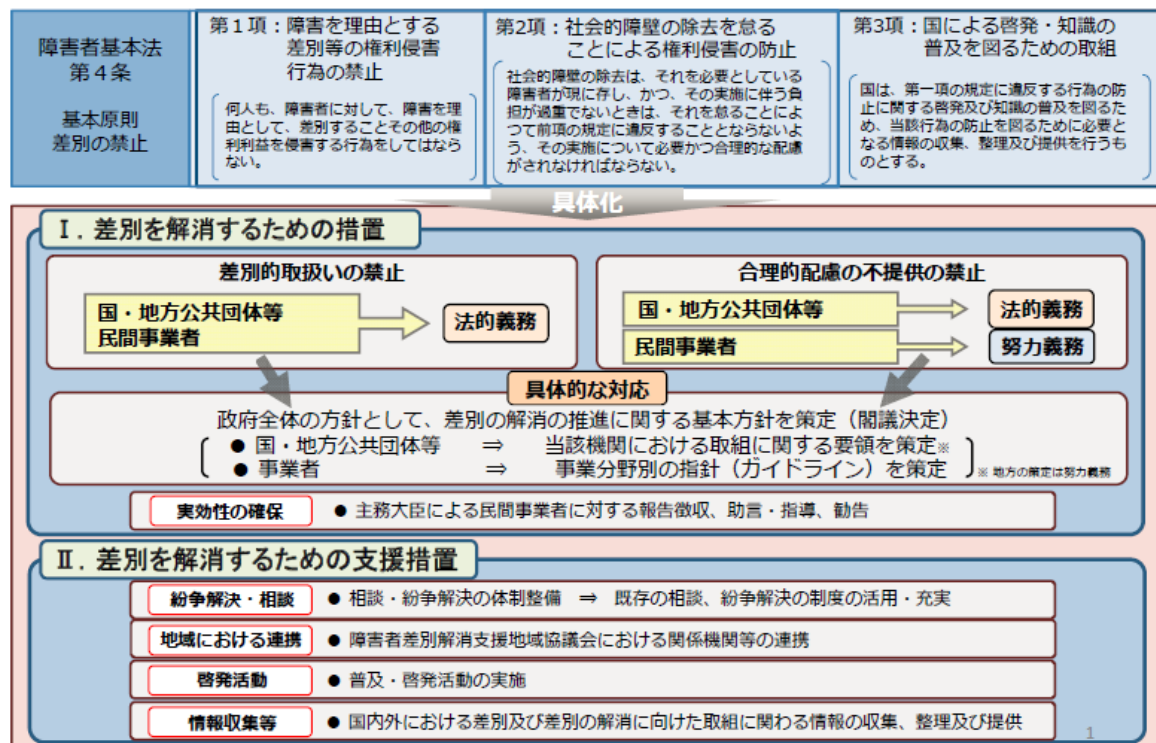


6. 障害者差別解消法の施行

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成28年4月1日施行）しました。

これは、障害者基本法第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

7. 障害者権利条約の批准

日本は平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより、日本において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなります。

障害者権利条約とは

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。

主な内容

- ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）の禁止
- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆条約の実施を監視する枠組みの設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないことを指す。

条約の主な内容

障害者権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」とは、障がい者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、例えば過度の負担ではないにもかかわらず、段差がある場所にスロープを設置しないなど、障がい者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の否定」も含まれるということが、明確に示されています。またこの条約は、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けた教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。さらに、条約の内容が実施されているかを監視する機関を国内に設置することが明記されています。

第4章 アンケート調査

鳥取県が策定する障がい者基本計画及び障がい福祉計画としての「鳥取県障がい者プラン」を策定するにあたり、また同時に本町が策定する本プランを策定するにあたり、鳥取県と県内すべての市町村が協同で障がい当事者又は家族を対象にアンケート調査を実施しました。（平成26年度に実施）

1. 調査対象者

区分	調査対象者	人数
身体障がい者	65歳未満：身体障害者手帳所持者	42人
	65歳以上：障がい福祉サービスの支給決定を受けている人	
知的障がい者	65歳未満：療育手帳所持者	23人
	65歳以上：障がい福祉サービスの支給決定を受けている人	
精神障がい者	入院患者及び通院患者	58人
難病患者	特定疾患医療受給証所持者	30人

2. 実施方法

（1）身体障がい者・知的障がい者

① 在宅者（グループホームを含む。）…市町村から対象者へ調査票送付。直接依頼

② 施設入所者…県から施設へ調査票を送付。施設から対象者に依頼

（2）精神障がい者…県から医療機関へ調査票を送付。機関から対象者に依頼

（3）難病患者…県から対象者へ調査票送付。直接依頼

3. 調査結果

調査の結果、日野町の障がい者又はその家族が感じている特徴的な点を以下のようにならべてみました。

（1）在宅者の望む暮らし

ひとり暮らしよりも家族との暮らしを望む傾向がやや高い。

（2）サービスの利用希望

家族と同居する世帯において、居宅介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び短期入所を希望する人が、実際に利用している数より多い。サービスに繋がっていないということか？

（3）職業訓練の希望

機会は不足していないということか、平均と比べ「既に受けている」「受けたくない」を選んだ人が多い。

（4）金銭管理の状況

「全て自分」「自分と家族」を選んだ人が平均より高い。成年後見人を依頼している率は県平均と同様に低い。

（5）今後働くことを希望する者の就労希望場所

企業等、福祉施設での就労の率が高く、就労意欲が高い。

（6）生活の中で困っていること

県平均より「健康医療」が4ポイント程度低く、「生きがい」を選んだ人が平均の倍以上。医療環境は充足しているが、一方、生きがいにつながるものを求めている。

(7) 日常情報の入手元

県平均に比べると「行政広報」の依存が高く、家族会などからの情報が低い。家族会等の団体とのつながりが希薄

(8) 充実して欲しい情報

福祉関連情報、医療関連情報及び防災情報は要望順位も高く、その率も県平均より大。

(9) スポーツの実施状況

全般的には、スポーツをする頻度は県平均並みとなっているが、知的障がい者に絞ってみると県平均（30.8%）に対し日野町は34.8%と幾分高い傾向を示している。ほとんどしない人の理由として「施設がない」「きっかけがない」が多い。

(10) 文化・芸術活動の実施状況

実施する人の割合は、鳥取県平均の16.9%に対して日野町17.5%とやや高めの数値を示してるが、月1，2回の実施がほとんどで、週に1，2回以上実施する人は少ない。また、ほとんどしない人の理由として、ここでも「施設がない」を選ぶ人が多い。

(11) 差別体験の有無

「差別体験がある」を選んだ人の割合は、県平均よりも少ない値を示している。また、その場所は、県平均より少ないものの「学校・職場（23.3%）」が最も多く、次いで「外出先（18.6%）」、「住んでいる地域（16.3%）」という順。県平均より多い項目は「仕事を探すとき（14.0%）」、「余暇を楽しむとき（11.6%）」だった。

(12) 成年後見制度を知っているか

「知っている」「聞いたことがある」を合わせると61.8%となっており、県平均の50.1%を10ポイント以上上回っている。

(13) 防災訓練への参加をしたことがあるか

「参加したことがある」人の割合は、65.8%と県平均の40.7%を大きく上回っている。

(14) 災害時に一人で避難できるか

「できない」を選んだ人は県平均より8.6ポイント低いが、それでも約20%の人が選んでいる。

(15) 災害時に助けてくれる人の有無

「いる」を選んだ人は、県平均（26.3%）を大きく上回り43.4%を示している。

(16) 災害時に困ること

災害時に困ることは、「設備（避難場所の）に不安」、「避難が困難」、「受療、投薬困難」の順。この3つで60%を超えている。

アンケート調査結果

<在宅者の望む暮らし>

	一人暮らし	家族と	GH	福祉施設	病院入院	その他	合計
日野町	7人	50人	3人	5人	2人	2人	69人
日野町	10.1%	72.5%	4.3%	7.2%	2.9%	3.0%	100.0%
西部	16.6%	70.1%	4.7%	4.7%	0.9%	3.0%	100.0%
鳥取県	15.8%	70.5%	4.9%	4.6%	0.8%	3.4%	100.0%

<入所施設利用者の望む暮らし(身体障がい、知的障がい別)>

	区分	一人暮らし	家族と	GH	福祉施設	病院入院	その他	合計
日野町	身体障がい	1人	1人	0人	1人	0人	0人	3人
	知的障がい	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
日野町	身体障がい	33%	33%	0%	33%	0%	0%	100%
	知的障がい	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
西部	身体障がい	8%	20%	2%	65%	1%	4%	100%
	知的障がい	4%	24%	13%	54%	0%	5%	100%
鳥取県	身体障がい	8%	27%	4%	58%	0%	3%	100%
	知的障がい	5%	28%	9%	54%	0%	4%	100%

<サービスの利用希望(居住別)>

	居住場所	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	重度包括	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続	療養介護	短期入所	共同生活	施設入所	相談支援
日野町	一人暮らし	2人	1人	3人	1人	1人	1人	1人	3人	2人	1人	1人	1人	1人	3人
	家族と同居	5人	2人	2人	4人	2人	6人	8人	6人	4人	3人	7人	2人	2人	8人
	GH入居	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	0人	2人	0人	1人
	福祉施設	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	2人	1人	0人	1人	1人
	病院入院	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
西部	一人暮らし	122人	81人	76人	77人	63人	85人	103人	80人	91人	73人	77人	62人	56人	151人
	家族と同居	646人	562人	389人	546人	448人	573人	740人	625人	576人	518人	694人	492人	451人	1,023人
	GH入居	23人	11人	11人	20人	10人	26人	23人	23人	51人	11人	20人	77人	13人	57人
	福祉施設	27人	20人	13人	34人	23人	113人	49人	22人	33人	22人	14人	28人	98人	74人
	病院入院	36人	30人	24人	27人	28人	43人	46人	35人	28人	44人	40人	28人	32人	62人
鳥取県	一人暮らし	233人	163人	135人	136人	127人	171人	190人	159人	179人	150人	146人	123人	119人	314人
	家族と同居	1,387人	1,177人	853人	1,151人	961人	1,236人	1,612人	1,349人	1,295人	1,086人	1,516人	1,046人	977人	2,219人
	GH入居	40人	20人	20人	70人	23人	64人	37人	51人	102人	27人	56人	161人	38人	101人
	福祉施設	94人	71人	46人	151人	73人	440人	185人	74人	102人	77人	48人	102人	441人	218人
	病院入院	70人	64人	41人	56人	60人	84人	90人	61人	52人	100人	67人	48人	56人	115人
計		1,824人	1,495人	1,095人	1,564人	1,244人	1,995人	2,114人	1,694人	1,730人	1,440人	1,833人	1,480人	1,631人	2,967人

＜日中の主な過ごし方＞

	会社・自 営業等	ボラン ティア	専業主婦 (主夫)	福祉施 設・作業 所	デイケア	リハビリ	自宅	大学・専 門・職業訓 練	特別支援 学校	一般高・ 小中学	幼稚園・ 保育所	施設・病 院	その他	無回答	計
日野町	19人	0人	4人	15人	3人	1人	15人	0人	1人	2人	0人	4人	1人	11人	76人
日野町	25.0%	0.0%	5.3%	19.7%	3.9%	1.3%	19.7%	0.0%	1.3%	2.6%	0.0%	5.3%	1.3%	14.6%	100.0%
西部	25.4%	0.5%	8.1%	12.5%	3.0%	1.3%	23.6%	0.4%	2.5%	1.6%	0.5%	10.4%	2.4%	7.8%	100.0%
鳥取県	24.2%	0.5%	7.4%	13.8%	2.7%	1.4%	21.7%	0.4%	3.1%	1.7%	0.6%	11.7%	2.5%	8.3%	100.0%

＜仕事をする上の悩み、困ること＞

	通勤が大変	収入僅少	仕事がつい	仕事合わない	職場人間関係	勤務時間配慮	バリアフリー設備	介助者不在	周囲の無理解	相談者の不在	特になし	その他	無回答	計
日野町	2人	8人	0人	1人	1人	1人	0人	0人	1人	1人	8人	3人	11人	37人
日野町	5.4%	21.6%	0.0%	2.7%	2.7%	2.7%	0.0%	0.0%	2.7%	2.7%	21.6%	8.1%	29.8%	100.0%
西部	4.5%	19.1%	9.9%	2.2%	8.2%	2.4%	1.8%	0.5%	5.0%	3.1%	19.1%	3.4%	20.8%	100.0%
鳥取県	4.9%	18.6%	8.9%	2.1%	7.4%	2.1%	1.8%	0.4%	5.1%	3.8%	20.7%	3.7%	20.5%	100.0%

＜職業訓練の希望＞

	既に受けている	訓練を受けたい	受けたくない	無回答	計
日野町	8人	12人	44人	12人	76人
日野町	10.5%	15.8%	57.9%	15.8%	100.0%
西部	5.4%	23.5%	52.3%	18.8%	100.0%
鳥取県	6.3%	21.8%	51.9%	20.0%	100.0%

＜障がい者の就労に必要な支援＞

	通勤手段確保	バリアフリー設備	勤務日時配慮	在宅勤務拡充	職場の理解	上司等の理解	職場での介助	就労後フォロー	就労訓練	職場外相談	その他	無回答	計
日野町	22人	13人	21人	13人	30人	36人	11人	17人	10人	19人	3人	18人	213人
日野町	10.3%	6.1%	9.9%	6.1%	14.1%	16.9%	5.2%	8.0%	4.7%	8.9%	1.4%	8.4%	100.0%
西部	10.7%	7.2%	10.7%	5.9%	14.2%	13.7%	6.6%	7.4%	5.6%	7.3%	1.7%	9.0%	100.0%
鳥取県	10.6%	7.1%	10.3%	5.8%	14.1%	13.4%	7.1%	7.5%	5.4%	7.2%	1.8%	9.7%	100.0%

＜定期収入の状況＞

	給料	作業所工	自営収入	自営手間	資産収入	家族援助	障害年金	生活保護	収入無し	その他	無回答	計
日野町	15人	17人	5人	1人	1人	8人	40人	4人	11人	6人	6人	114人
日野町	13.2%	14.9%	4.4%	0.9%	0.9%	7.0%	35.1%	3.5%	9.6%	5.3%	5.2%	100.0%
西部	18.3%	7.0%	2.5%	0.6%	2.1%	7.7%	35.5%	3.9%	7.2%	6.4%	8.8%	100.0%
鳥取県	17.1%	7.3%	2.6%	0.7%	2.0%	7.7%	36.8%	3.8%	7.2%	6.3%	8.5%	100.0%

<金銭管理の状況>

	全て自分	全て家族	全て事業所	自分と家族	自分と事業所	家族と事業所	成年後見人	わからない	その他	無回答	計
日野町	36人	18人	1人	13人	1人	2人	1人	0人	1人	3人	76人
日野町	47.4%	23.7%	1.3%	17.1%	1.3%	2.6%	1.3%	0.0%	1.3%	4.0%	100.0%
西部	44.2%	25.5%	4.0%	14.6%	1.6%	1.9%	1.3%	0.8%	1.2%	4.9%	100.0%
鳥取県	42.1%	25.1%	4.8%	13.7%	2.2%	2.8%	1.5%	0.7%	1.9%	5.2%	100.0%

<今後働くことを希望する者の就労希望場所>

	企業等 (正規)	企業等 (非正規)	福祉就 労	自営業	自営業 の手伝 い	在宅就 労	その他	合計
日野町	3人	0人	6人	0人	0人	2人	1人	12人
日野町	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	8.3%	100.0%
西部	21.4%	13.0%	29.2%	2.9%	3.3%	18.6%	11.6%	100.0%
鳥取県	20.1%	11.1%	33.9%	2.4%	3.2%	18.1%	11.2%	100.0%

<通所施設利用者(18歳以上65歳未満)の就労希望場所>

	企業等 (正規)	企業等 (非正規)	福祉就 労	自営業	自営業 の手伝 い	在宅就 労	その他	合計
日野町	0人	0人	6人	0人	0人	0人	0人	6人
日野町	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
西部	17.5%	6.1%	58.6%	0.8%	1.5%	7.6%	7.9%	100.0%
鳥取県	15.6%	6.6%	62.3%	0.8%	1.7%	5.9%	7.1%	100.0%

<生活の中で困っていること>

	お金財産	健康医療	住まい	就職仕事	恋愛結婚	人間関係	家庭	差別虐待	身辺介護	進学学校	子育て教育	自分の老後	福祉制度	災害安全	生きがい	その他	合計
日野町	26人	26人	6人	6人	5人	5人	11人	0人	9人	1人	3人	25人	8人	2人	8人	3人	144人
日野町	18.1%	18.1%	4.2%	4.2%	3.5%	3.5%	7.6%	0.0%	6.3%	0.7%	2.1%	17.4%	5.6%	1.4%	5.6%	1.7%	100.0%
西部	18.2%	23.1%	5.3%	6.3%	2.7%	3.8%	4.8%	0.9%	5.1%	1.0%	1.9%	15.9%	4.0%	2.9%	2.5%	1.6%	100.0%
鳥取県	16.8%	22.4%	5.2%	6.2%	2.7%	4.3%	5.0%	0.8%	5.7%	1.2%	1.7%	16.0%	4.3%	3.3%	2.5%	1.9%	100.0%

<日常情報の入手元>

	本や新聞TV	行政広報	ネット	家族・知人	事業所職員	家族会など	医師看護師	ケアマネ等	民生児童委員	学校・園の先生	相談事業所	行政職員	その他	無回答	計
日野町	64人	29人	14人	42人	17人	1人	14人	3人	2人	4人	0人	2人	0人	3人	195人
日野町	32.8%	14.9%	7.2%	21.5%	8.7%	0.5%	7.2%	1.5%	1.0%	2.1%	0.0%	1.0%	0.0%	1.6%	100.0%
西部	34.5%	9.0%	11.9%	18.8%	7.0%	1.6%	6.0%	2.2%	0.4%	1.7%	1.0%	1.3%	0.8%	3.8%	100.0%
合計	34.1%	9.1%	11.0%	18.6%	8.1%	2.0%	5.8%	2.1%	0.5%	1.8%	0.9%	1.5%	1.0%	3.5%	100.0%

<充実してほしい情報>

	福祉関連情報	医療関連情報	就学就職情報	観光情報	スポ文化情報	防災情報	ボランティア情報	手話点字情報	その他	無回答	計
日野町	37人	34人	10人	11人	11人	14人	3人	2人	2人	17人	141人
日野町	26.2%	24.1%	7.1%	7.8%	7.8%	9.9%	2.1%	1.4%	1.4%	12.2%	100.0%
西部	24.1%	20.9%	9.4%	9.5%	8.2%	6.5%	3.7%	2.0%	2.3%	13.4%	100.0%
合計	24.5%	20.0%	9.0%	9.6%	8.5%	6.4%	3.7%	2.3%	2.7%	13.3%	100.0%

<充実してほしい情報(視覚障がい者)>

	福祉情報	医療情報	就学就職情報	観光情報	スポ文化情報	防災情報	ボラ情報	コミュ支援情報	その他	合計
日野町	1人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	3人
日野町	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%
西部	33.1%	24.6%	6.4%	5.5%	3.8%	13.6%	2.5%	6.4%	4.1%	100.0%
鳥取県	33.8%	20.4%	5.3%	7.5%	5.1%	12.6%	4.2%	7.8%	3.3%	100.0%

<充実してほしい情報(聴覚障がい者)>

	福祉情報	医療情報	就学就職情報	観光情報	スポ文化情報	防災情報	ボラ情報	コミュ支援情報	その他	合計
日野町	1人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	3人
日野町	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%
西部	19.5%	10.9%	10.3%	10.3%	6.9%	12.6%	2.9%	24.7%	1.9%	100.0%
鳥取県	23.4%	13.4%	10.9%	9.2%	8.5%	9.2%	3.1%	20.1%	2.2%	100.0%

<スポーツの実施状況>

	毎日する	週3～5回	週1、2回	月1、2回	ほとんどしない													合計
					種目なし	施設なし	設備不十分	仲間いない	きつかけなし	情報なし	指導者なし	移動困難	疲れやすい	お金が掛る	興味なし	忙しい	その他	
日野町	7人	2人	9人	7人	10人	8人	0人	2人	10人	1人	1人	2人	16人	6人	7人	2人	7人	97人
日野町	9.2%	2.6%	11.8%	9.2%	10.3%	8.2%	0.0%	2.1%	10.3%	1.0%	1.0%	2.1%	16.5%	6.2%	7.2%	2.1%	7.2%	100.0%
西部	7.2%	7.5%	11.7%	7.3%	8.2%	3.2%	0.6%	4.2%	7.4%	2.2%	1.1%	5.1%	13.7%	5.5%	9.5%	6.3%	7.2%	100.0%
合計	7.2%	7.1%	11.1%	7.3%	8.6%	3.1%	0.6%	4.4%	7.5%	2.3%	1.2%	5.4%	13.5%	4.9%	9.7%	6.1%	7.9%	100.0%

<スポーツの実施状況(知的障がい者)>

	毎日する	週3～5回	週1、2回	月1、2回	ほとんどしない													合計
					種目なし	施設なし	設備不十分	仲間いない	きつかけなし	情報なし	指導者なし	移動困難	疲れやすい	お金が掛る	興味なし	忙しい	その他	
日野町	2人	0人	4人	2人	2人	2人	0人	1人	3人	0人	0人	0人	3人	1人	2人	0人	1人	23人
日野町	8.7%	0.0%	17.4%	8.7%	8.7%	8.7%	0.0%	4.3%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%	4.3%	8.7%	0.0%	4.5%	100.0%
西部	6.6%	7.1%	8.7%	7.8%	12.6%	3.8%	0.4%	5.7%	8.3%	2.7%	2.5%	4.2%	8.9%	3.3%	10.0%	2.4%	5.0%	100.0%
鳥取県	6.9%	7.0%	9.5%	7.4%	11.2%	3.7%	0.6%	6.0%	7.8%	2.3%	2.2%	4.4%	8.9%	3.4%	10.7%	2.5%	5.5%	100.0%

＜文化・芸術活動の実施状況＞

	毎日する	週3～5回	週1、2回	月1、2回	ほとんどしない													合計
					種目なし	施設なし	設備不十分	仲間いない	きっかけなし	情報なし	指導者なし	移動困難	疲れやすい	お金が掛る	興味なし	忙しい	その他	
日野町	1人	0人	3人	14人	10人	11人	3人	8人	9人	2人	2人	3人	11人	6人	13人	5人	2人	103人
日野町	1.0%	0.0%	2.9%	13.6%	9.7%	10.7%	2.9%	7.8%	8.7%	1.9%	1.9%	2.9%	10.7%	5.8%	12.6%	4.9%	2.0%	100.0%
西部	3.0%	2.0%	5.0%	7.6%	9.9%	4.7%	0.8%	5.5%	6.5%	2.9%	1.1%	5.3%	7.6%	8.3%	22.4%	4.7%	2.7%	100.0%
鳥取県	2.8%	2.0%	4.7%	7.4%	9.8%	4.4%	0.9%	5.8%	7.0%	2.9%	1.0%	5.6%	7.3%	7.8%	23.2%	4.5%	2.9%	100.0%

＜差別体験の有無＞

	ある	少しある	ない	無回答	計
日野町	11人	12人	42人	11人	76人
日野町	14.5%	15.8%	55.3%	14.4%	100.0%
西部	18.5%	19.8%	48.0%	13.7%	100.0%
鳥取県	18.7%	19.8%	48.0%	13.5%	100.0%

＜差別を受けた場所は＞

	学校職場	仕事を探す時	外出先	余暇を楽しむ時	医療機関	住んでいる地域	その他	無回答	計
日野町	10人	6人	8人	5人	3人	7人	1人	3人	43人
日野町	23.3%	14.0%	18.6%	11.6%	7.0%	16.3%	2.3%	6.9%	100.0%
西部	25.7%	12.5%	21.6%	7.7%	9.0%	15.5%	5.2%	2.8%	100.0%
鳥取県	25.2%	11.7%	22.4%	7.6%	9.0%	16.5%	5.1%	2.5%	100.0%

＜成年後見制度を知っているか＞

	知っている	聞いたことがある	知らない	無回答	計
日野町	22人	25人	22人	7人	76人
日野町	28.9%	32.9%	28.9%	9.3%	100.0%
西部	24.4%	26.2%	38.8%	10.6%	100.0%
鳥取県	24.1%	26.0%	39.2%	10.7%	100.0%

＜防災訓練への参加したことがあるか＞

	ある	ない	無回答	計
日野町	50人	19人	7人	76人
日野町	65.8%	25.0%	9.2%	100.0%
西部	37.6%	53.4%	9.0%	100.0%
鳥取県	40.7%	50.0%	9.3%	100.0%

＜防災訓練に参加しない理由＞

	実施の不知	忙しい	日時場所の不知	会場へ行くのが大変	興味ない	知り合いが不参加	災害に合わない	その他	無回答	計
日野町	2人	2人	1人	3人	4人	2人	0人	2人	5人	21人
日野町	9.5%	9.5%	4.8%	14.3%	19.0%	9.5%	0.0%	9.5%	23.9%	100.0%
西部	41.4%	10.6%	8.3%	10.9%	8.1%	1.8%	0.7%	9.0%	9.2%	100.0%
鳥取県	37.9%	10.1%	7.6%	13.3%	8.6%	1.8%	1.0%	10.0%	9.7%	100.0%

＜災害時に一人で避難できるか＞

	できる	できない	分からない	無回答	計
日野町	39人	15人	16人	6人	76人
日野町	51.3%	19.7%	21.1%	7.9%	100.0%
西部	42.7%	25.5%	24.5%	7.3%	100.0%
鳥取県	40.2%	28.3%	24.2%	7.3%	100.0%

＜災害時に助けてくれる人の有無＞

	いる	いない	わからない	無回答	計
日野町	33人	14人	24人	5人	76人
日野町	43.4%	18.4%	31.6%	6.6%	100.0%
西部	26.5%	27.4%	35.0%	11.1%	100.0%
鳥取県	26.3%	26.1%	36.6%	11.0%	100.0%

＜災害時に困ること＞

	受療・投薬困難	補装具使用困難	用具入手困難	救助要請困難	避難困難	情報入手困難	意思疎通困難	設備に不安	その他	特に無し	無回答	計
日野町	31人	6人	4人	11人	32人	13人	13人	37人	1人	11人	7人	166人
日野町	18.7%	3.6%	2.4%	6.6%	19.3%	7.8%	7.8%	22.3%	0.6%	6.6%	4.3%	100.0%
西部	20.0%	2.8%	4.2%	7.8%	15.8%	9.4%	8.9%	18.8%	1.6%	5.0%	5.7%	100.0%
鳥取県	18.4%	3.3%	4.6%	8.2%	16.4%	9.1%	9.1%	18.7%	1.7%	5.0%	5.5%	100.0%

第5章 日野町の課題

これまで日野町の現状と今後の見通し、障がい者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果などを見てきましたが、以下の様にまとめることができます。

【現状と今後の見通しから】

- 身体障がい者数については、人口減少に伴い減少しており、今後も減少傾向にあると見込まれます。ただし、心臓機能障がいや腎機能障がいといった生活習慣病に起因する疾患により発生する内部障がいは、あまり減少傾向はみられず、占める割合としては増加してゆくものと思われます。
- 障がい福祉サービスに関して、鳥取県全体としては「ある程度充実している。」と評価しているようです。しかし、本町内の事業者から提供される障がい福祉サービスは「居宅介護」と「就労継続支援B型」、「共同生活援助」に限られ、環境として充実しているとは言い難いのが現状です。中でも継続的で親密性を求められる「相談支援」について、近隣に対象事業所がないのは大いなる課題です。

【障がいを取り巻く環境の変化から】

- 障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准など障がい者の権利を保障し、地域における共生社会を目指す方針が示されました。
- 障害者自立支援法から障害者総合支援法に制度改正が行われ、障がい者のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備する方向性が示されました。
- 障害者雇用促進法の改正、障害者優先調達推進法の施行など、障がい者の雇用促進や就労面での支援など障がい者の社会参加を進める方向性が示されました。

【アンケート調査から】

- 町内事業者から提供可能な障がい福祉サービスの種類が限られているせいか、居宅介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び短期入所を希望する人が、実際にサービスに繋がっていない可能性があります。
- 就労支援やスポーツ、芸術・文化活動などの「生きがい」につながる場所やきっかけづくりが必要です。
- 日常生活の身近なことから将来にわたる成長段階での不安について当事者として相談できる家族会等への参加（町内には身体障がい以外の団体はない。）も望まれます。
- 成年後見制度の利用が伸びていません。今のところ直接的なニーズとしての件数はあまり上がっていませんが、高齢化拡大と相まって、潜在的なニーズは少なくないものと思われます。制度自体の認知度も高いとはいえず、任意後見制度も含め一層のPR活動が必要です。また、成年後見人となるべき人材は市部に集中し、郡部に希薄なようですが、市部においても人材が不足しつつあります。

第6章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念『共に生きる地域社会の構築』

本計画の基礎となる障害者基本法では、第1条に「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。

本計画でも、同様の目的に沿って、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、日野町が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めます。

こうした障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会を実現するためには、障がいのない人が障がいを理解するとともに、具体的な行動に移す必要があります。また、障がい者や家族・支援者等は地域社会に積極的に参画するとともに、地域に情報を発信し、相互理解を進めていく必要があります。

こうした取組を通じて、障がいのある人もない人もお互いを尊重し、理解し、助け合うことができる、共に生きる地域社会の構築を目指します。

2. 基本目標

『共に生きる地域社会の構築』の実現に向けて、次の3つを基本目標にします。

(1) 地域で安心して暮らす

○ 障がい者が地域で生活をする上で必要なグループホームや在宅サービスなど必要な福祉サービスや相談が身近なところで受けることができれば、望ましいと考えます。しかし、現在の少ない利用者数から更に減少することが想定される当該地域でサービス提供事業者が増加することは、ほぼ望むべくもありません。そこで、次の方法により理想に近い方策を検討します。

☆ 鳥取県西部自立支援協議会に参画する相談支援事業所及びサービス提供事業所のネットワークを活用することで、より近く、より利用者のニーズに沿った事業所を調整し、サービス提供につなげる。

☆ 既存の障がい福祉サービス提供事業所に限らず、介護サービス提供事業所による基準該当制度や地域生活支援事業への参加を促し、代替手段としての事業拡大を図る。

☆ 社会福祉協議会や既存の障がい福祉サービス事業所が参加できる、隙間事業・新規事業の検討

- 障がい者の高齢化が進んでいることを踏まえ、親亡き後を見据えた成年後見の充実を促進します。
- 道路、施設、交通手段等のバリアフリー化を進め、障がい者が安心して暮らせる地域をつくります。
- 防災対策や防犯対策を推進することにより、障がい者が安心して暮らせる地域をつくります。

(2) 地域で学び、働き、社会参加を促進する

- 障がい者の地域での生活に必要な情報アクセス支援やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、手話言語条例に基づく施策を推進します。
- 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を重視し、その構築に向けて特別支援教育の推進を図ります。
- 一般就労可能な障がい者の移行を進めます。
- 障がいのある人もない人も誰もが芸術・文化、スポーツ活動に参加し、共に楽しめる環境を整備します。

インクルーシブ教育システム(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、**障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み**です。そこでは、障がいのある者が**一般的な教育制度**(general education system)から排除されないこと、**自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること**、個人に必要な「**合理的配慮**」(reasonable accomodation)が**提供されること**等が必要とされています。

(3) 共に暮らす社会への実現

- 「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動の更なる普及を図ります。
- 障がいを理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、住民への普及啓発を進めます。
- 行政における障がい者に対する対応を再点検し、障がい者に優しい行政のあり方を追求します。

2. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者やその家族等の関係者の意見を聴きながら施策の検討、策定、実施に当たります。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生のどのタイミングでも適切な支援を受けられるよう、教育、福

祉、医療、雇用等の関係分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的なニーズを踏まえて策定及び実施します。

(4) アクセシビリティの向上

障がい者の社会への参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

特に、障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係団体との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策を推進します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

第7章 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる環境が必要です。平成24年4月から計画相談支援がスタートし、平成27年4月からは障がい福祉サービスを利用する全ての対象者について、原則としてサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。

現在、本町においてサービスを利用している人は全て利用計画を作成することができ、「すべての人に相談支援専門員がついている」という環境が整いました。しかしながら、本町内には相談支援を実施する事業所が存在しないため、すべての相談支援専門員が町外から遠路訪問し、相談に当たっているという大変非効率で不経済な状況となっています。

また、施設入所者、精神科病院に長期間入院している方などを含めた障がい者の地域移行を進めるにあたり、高齢化、重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等の住環境を整備するほか、訪問型の在宅サービス等の充実、障がい者の家族等がレスパイトできるよう短期入所を充実するなど、障がい者の在宅生活を支援する体制を充実することが必要ですが、それは、先にも述べたように相当に困難です。

(1) 相談支援体制の充実

① 日野町内もしくは日野郡内への相談支援事業所機能の誘致

- 1) 社会福祉協議会や既存の障がい福祉サービス事業所、又は介護保険におけるケアマネージャによる障がい者相談支援事業への参入を働きかける。

特に、高齢化の進んだ当地域にあって相談支援を行う場合、障がい当事者のみならず世帯に同居する高齢者まで視野に入れた支援、計画作成が必要となる場合が多く、障がい者福祉・高齢者福祉両方に対する識見を有する相談支援専門員であれば、まさにニーズに合った支援が可能となります。

2) 日野郡3町及び鳥取県による相談支援事業所の共同設置の検討

一法人や町単独での事業所設置は、対象人口と経費の面からみて効率的とはいえません。対象エリアを日野郡程度に拡大し、日野郡3町と鳥取県による共同設置という方法の検討も必要です。

② 当事者会・家族会などの援助・育成

当事者会・家族会などを援助・育成し、当事者による相談活動（ピアカウンセリング）を推進します。また、当事者会・家族会と行政との意見交換会を開催します。

③ 「ぐんぐん教室」や「乳幼児健診」の事業継続

事業を継続することにより、発達の遅れの早期発見に繋げ、支援のきっかけを逸さないよう努めます。

④ 保育所、小学校及び中学校の連携による個別指導の連続性の維持

いわゆる「保・小・中連携」による障がい児の切れ目ない支援を推進しま

す。

⑤ 相談支援体制の周知

行政が行う相談支援、事業所が行う相談支援、または当事者・家族会が行う相談支援などについての情報を集約し、様々な機会を捉えPRします。

(2) 在宅サービス等の充実

- ① 既存の障がい福祉サービス提供事業所に限らず、介護サービス提供事業所による基準該当制度や地域生活支援事業への参加を促し、代替手段としての事業拡大を図ります。
- ② 社会福祉協議会や既存の障がい福祉サービス事業所が参加できる隙間事業・新規事業を検討し、地域における社会資源の不足を補います。

2. 保健・医療

【現状と課題】

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制を充実させることは必要です。

障がい福祉に関する社会資源の少ない当地域ですが、外来・入院から保健、リハビリテーション、訪問看護まで網羅する日野病院が町内にあるため、保健・医療に関する環境は特に不足ないものと思います。唯一の医療機関であることから、連携先が1か所に絞れるのも、却って有効に機能する要因です。

課題としては、第2章で触れた障がい者数の動向から、内部障がいと精神障がいが増加していることです。

(1) 保健・医療の充実等

- ① 連携のはかりやすさを最大限利用し、利用者を中心とした医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、行政のネットワークづくりを進めます。
- ② 心臓機能障がいや腎機能障がいといった生活習慣病に起因する内部障がいの増加を踏まえ、予防に対する施策、早期発見・早期治療への施策を進めます。
- ③ 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病・障がい等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

(2) 精神保健の充実

- ① こころの健康に関する知識の普及
広報やイベントを通じて、精神疾患に関する予防や早期発見のため健康知識の啓発に努めます。
- ② 更年期健康相談の実施
更年期を機に精神疾患を発症するケースも多いため、女性のがん検診に合わせて健康相談を実施します。
- ③ 自殺予防の取り組み

精神疾患において何より恐ろしいのは、症状の悪化により自死に至るケースが少なくないことです。自殺予防月間をはじめ、機会をとらえた啓発活動を進めます。

（３）難病に関する施策の推進

- 障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病が追加され、障がい福祉サービスが利用できるようになったことについて周知・広報に努めます。

３．安全・安心

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、地域で障がい当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。

また、災害発生時に障がい者に適切に必要な情報が伝わるよう、障がい者の特性に応じた情報提供を行うことが重要です。

（１）防災対策等の推進

- ① 地域住民が主体となった支え愛マップの作成を通じ、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。
- ② 地域防災計画をはじめ、障がい者に関する災害時の対応マニュアル等について、随時見直しを行い、その周知に努めます。
 - ・避難行動要支援者名簿（周知対象外）
 - ・避難行動要支援者の避難支援体制
 - ・避難所開設・運営
- ③ 福祉施設は、災害の際に自力避難が困難な方が多く利用することから、施設の災害対応力を高めておく必要があります。そのため、福祉施設において、日頃から避難訓練等を実施するなど福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。
- ④ 全町一斉防災訓練などにおいて、障がい者の参加を促し、各地域における障がい者などの要支援者に係る災害対策の充実に努めます。
- ⑤ 火事や救急時の消防本部への通報において、ファックスや多様な通信手段による通報の取組み・見直しを進めます。

（２）防犯対策の推進

警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、必要な情報が双方向で伝達される重層的な防犯ネットワークを整備して有効活用することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

（３）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ① 障がい者を含む社会的弱者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。

- ② 障がい者団体や福祉関係団体と連携し、障がい者に係る相談の掘り起こしに努めます。

4. 情報アクセス・コミュニケーション支援

【現状と課題】

障がい者が健常者とともに暮らす社会を構築するためには、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れることが何よりも重要です。特に、災害に関する情報を障がいのある方に確実に伝えるため、日頃から、障がい特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

(1) 意思疎通支援の充実

- ① 障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣事業を実施します。
- ② 聴覚等に障がいのある者とその他の者の意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者等の社会参加を推進します。
- ③ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の処遇改善に努め、これらの人材の確保・養成に努めます。
- ④ 情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障がい者に対する利用の支援を行います。

(2) 行政情報の配慮

障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。

5. 生活環境

【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化や障がい者に優しいまちづくりを推進することで、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい場所にする必要があります。

また、誰もが自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、交通手段が限られがちな障がい者の日常生活の移動支援の確保が必要です。

(1) 住宅の確保等

- 障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- 共同生活する中で、家族から離れ自ら自立生活を目指す場所として、あるいは入院・入所施設から地域に帰還する中間的な場所としてグループホームの意義は大きく、現在ホームを運営する事業所からももっと拡大したいとの声を聴き

ます。しかし、財政的な支援として補助制度はあるものの所有者の理解が得られず借上げが困難であったり、バリアフリー化が容易にできそうな物件や消防法関連の規制をクリアできそうな物件が見つからないなど、開設するまでにはいくつものハードルがあるようです。これらのハードルの解消に向け、事業所と行政、地域住民も連携し、利用希望に応える工夫に努めます。

(2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- 主要な生活関連経路における歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、利用しやすいバス停の整備等に積極的に取り組みます。また、役場などの行政施設についても一層の改善に努めます。

6. 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えています（平成20年：1,557人→H24年2,196人 鳥取県内）が、まだ多くの障がい者が職を求めています。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することが求められます。一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難で、就労継続支援事業所等で働く者には、工賃の水準が向上するように、総合的な支援を進める必要があります。

また、障がい者の働くことへの不安や企業の障がい者雇用の不安を解消することも必要です。

平成25年4月に「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、県をはじめ、地方公共団体等の物品等の発注にあたっては、障がい者就労施設等からの調達が求められています。

(1) 障がい者雇用の促進

- ① この項目について町村が独自に実施できる施策は多くありません。鳥取県との連携を図りながら、諸制度の広報やPRを着実にを行い、成果の促進に努めます。
- ② 障がい者就労継続支援、障がい者就労移行支援といった障がい福祉サービスを通じ雇用の促進に努めます。

(2) 総合的な就労支援・就労の底上げ

- 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大に努めます。

(3) 経済的自立の支援

- 障害基礎年金などの個人財産については、知的障がい者及び精神障がい者が成年後見制度等を利用して、適切に管理されるよう支援します。

7. 教育、文化・芸術活動、スポーツ

【現状と課題】

現在、障がい者が身近なところで気軽に文化芸術活動やスポーツに参加できる場所や指導する人材が少ないため、活動する場所の確保や指導者の確保が必要です。

また、障がい者と健常者が共に楽しめる場づくりと障がい者が個々の能力や個性を発揮、表現でき、地域でいきいきと暮らすための環境づくりを進めることが必要です。

(1) 教育

- ① 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、その構築のための特別支援教育をさらに推進します。
- ② 発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備します。
- ③ 特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒等一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図ります。
- ④ 教育部門と障がい福祉部門の連携に努めます。教育部門と障がい福祉部門では提供するサービスが異なるため、それぞれが自らの領域の中で問題解決を図ろうとしがちです。しかし、児童や家族にとっては、生活全般にわたる課題があるため、両部門を通じての支援が必要である場合が多く、両者の情報共有や一体的な課題解決への姿勢はとても重要です。

(2) 文化芸術活動の推進

- 障がい者の芸術・文化活動に対する支援を行うとともに、文化・芸術に関する発表の場、芸術作品の鑑賞の場の充実を図り、障がい者と健常者が共に楽しめる環境づくりを進めます。

(3) スポーツ等の推進

- 身近な地域で障がい者がスポーツに触れる機会を増やす取り組みを推進します。

8. あいサポート運動の推進

【現状と課題】

障がいや障がい者に対する住民一人ひとりの理解を深めていくとともに、障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らしていける社会を作ることが必要です。

あいサポート運動をきっかけとして「共生社会の実現」の機運の醸成を進めます。

(1) 障がい及び障がい者理解の促進

- ① 住民に対して、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障がい者補助犬、ハートフル駐車場等に対する理解を促進し、その円滑な利活用に必

要な配慮等について周知を図ります。

- ② 障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、特別支援学校と小中学校等との交流を進め、障がいに対する理解と認識を深めるための指導を推進します。
- ③ 身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。
- ④ 児童生徒に、障がいのある人や家族、支援者等との交流やふれあいを通して、共に生きていこうとする態度を育てます。

(2) ボランティア活動等の推進

- 地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づくりを進めます。

9. 差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に障害者差別解消法が制定（平成28年4月施行）されました。これにより、国において、施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる「基本方針」を策定し、自治体は当該指針に即して職員対応要領などを作成し、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこととなります。

また、障がい者虐待防止に関して、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護に対する意識啓発も必要です。さらに、虐待予防としても養護者の一時休息（レスパイト）などの支援も充実していく必要があります。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

- ① 障害者差別解消法の施行に向け、国において策定される基本方針等に即し、本町における職員対応要領などを計画的に策定します。
- ② 法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動に取り組みます。また、今後出される基本方針等に基づき、本町における、障がいを理由とする差別の解消に向けた具体的な取組について検討します。

(2) 権利擁護の推進

- ① 障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取り組みを推進し、障がい者の権利擁護を図ります。
- ② 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- ③ 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、

成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

- ・成年後見制度の啓発活動
- ・成年後見人等の担い手啓発活動（市民後見、法人後見）

10. 当面の重点施策（再掲）

以上、9つの分野別施策において今後9年間にわたる基本的方向を述べてきましたが、特に当面重点となる施策をまとめてみます。

（1）相談支援体制の充実

- ① 日野町内もしくは日野郡内への相談支援事業所機能の誘致
- ② 当事者会・家族会などの援助・育成

（2）防災対策等の推進

- ① 支え愛マップの作成等、地域住民による避難体制や見守り体制の構築
- ② 避難行動要支援者名簿の作成、避難所の開設・運営に係るルール等の随時見直し
- ③ 避難行動要支援者に対する個別の通信手段の確保・見直し

（3）あいサポート運動の推進

- 障がいや障がい者に対する住民一人ひとりの理解促進が「共生社会の実現」への第一歩

（4）差別の解消及び権利擁護の推進

- ① 平成28年4月の「障害者差別解消法」施行に向け、自治体職員の職員対応要領の策定、同法の広報・啓発活動
- ② 成年後見制度の一層の啓発、成年後見人等の担い手啓発活動

（5）教育部門と障がい福祉部門の連携強化

- 両部門において積極的な情報共有を図り、生活全般にわたる課題に対し一体となって解決を図る。

当面の重点施策に対する進捗状況は下記のとおりです。（令和２年１１月現在）

○日野町内もしくは日野郡内への相談支援事業所機能の誘致

平成３０年度より、本町と江府町が共同で相談支援事業所江美の郷（江府町）に一般相談を委託し、地域の身近な場所で相談支援が行える体制が整いました。それにより、在宅の方が相談を行った際に、迅速な対応ができるようになりつつあります。

○当事者会・家族会などの援助・育成

平成３０年度より、日野郡障がい児者支援ネット「ひまわりの会」に対し、日野郡３町（江府町、日野町、日南町）が活動費を補助し、当事者・家族会としての取組みの支援・育成を行ってきました。日野町の会員の方は、まだ少ないものの、地域の中で障がいをお持ちの方及びそのご家族の横の繋がりができつつあります。

○支え愛マップの作成等、地域住民による避難体制や見守り体制の構築

現在、日野町内の全４９自治会中、２７地区が本事業を実施しています。

○避難行動要支援者名簿の作成、避難所の開設・運営に係るルール等の随時見直し、避難行動要支援者に対する個別の通信手段の確保・見直しを随時行っています。

○差別の解消及び権利擁護の推進

平成２８年４月の「障害者差別解消法」の施行に合わせ、本町においても職員対応要領を策定し、研修会を実施しました。

第8章 計画の数値目標・見込み量等

1. 障がい福祉サービス等の数値目標・見込み量

障害者総合支援法第89条に基づき、令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の数値目標及び見込み量を定めるものです。

2. 数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後、グループホーム、自宅等に移行する者の数について以下の通り数値目標を定めます。

項目	R2年10月末時点	R5年度末
施設入所者数	5人	4人
地域生活への移行者数	—	1名

【日野町の取組】

地域移行が可能な方があった場合、関係機関と連携しながら居住場所の確保や必要なサービスの調整を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

障がいのある方の地域生活を支える上で必要と見込まれる協議の場の開催回数等について、以下のとおり数値目標及び見込量を定めます。

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

項目	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数	2回	2回	2回
関係者の参加者数	12人	12人	12人
目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

【日野町の取組】

日野郡障がい福祉関係者連絡会等の場を活用し、障がい種別に関わらず障がいのある方が住み慣れた地域で必要な援助を受けながら暮らし続ける事ができるよう、協議の場を設けます。また、連絡会においては、地域の障がい福祉サービス提供事業所の他、ケアマネージャー等、分野を問わず関係者の参加について働きかけます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、その運用状況を検証及び検討するための協議の場の開催頻度について以下のとおり数値目標を定めます。

項目	R3年度	R4年度	R5年度
協議の場の開催回数	2回	2回	2回

【日野町の取組】

日野郡障がい福祉関係者連絡会等の機会を活用し、地域生活支援拠点の運用状況について検証および検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設における就労支援を強化するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型およびB型）から一般就労に移行する者の数について、以下の通り数値目標を定めます。

項目	H30年度～R2年度 (10月末時点)	令和5年度末
就労移行支援事業所からの移行者数	0人	0人
就労継続支援（A型）事業所からの移行者数	0人	0人
就労継続支援（B型）事業所からの移行者数	2人	2人
福祉施設から一般就労への移行者数（合計）	2人	2人

【日野町の取組】

一般就労が可能な方があった場合、関係機関と連携しながら、本人の希望に沿った就労先の提案や就労に必要な支援を行っていきます。

(5) 発達障がい者に対する支援

発達障がいのある方、または障がい疑われる方やその家族の地域生活を支えるため、下記のとおり数値目標を定めます。

	R3年度	R4年度	R5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	6人	6人	6人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	6人	6人	6人

【日野町の取組】

日野郡3町にて実施しているぐんぐん教室を継続し、ペアレントトレーニングの受講やペアレントメンターの確保等を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

地域の相談支援体制を強化するため、下記のとおり数値目標を定めます。

項目	R3年度	R4年度	R5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

【日野町の取組】

一般相談の委託先である江美の郷等に対し、必要に応じ日野町の職員が訪問し、指導・助言等を行う他、日野郡障がい福祉関係者連絡会等に講師を派遣し、相談支援事業者の人材育成に繋がるよう働きかけます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の質の向上のため、下記のとおり数値目標を定めます。

	R3年度	R4年度	R5年度
鳥取県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への日野町職員の参加者数	3名	3名	3名
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所等と共有する回数	6回	6回	6回

【日野町の取組】

鳥取県が実施する研修への町職員の参加を促す他、月々の障がい福祉サービス等の審査・支払・請求事務において、随時、事業所等と情報共有を図ります。

(8) 障がい児支援の提供体制の整備等

日野町においては障がい児の絶対数が少なく、町単独で障がい児支援の提供体制を整備することは現実的ではありません。そのため、鳥取県西部圏域の他市町村との連携を保ち、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない支援を身近な場所で提供できるよう、以下の通り目標を定めます。

○児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項目	目標（令和5年度末まで）
児童発達支援センターの設置	1箇所
保育所等訪問支援事業所の設置	1箇所

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標（令和5年度末まで）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	R3年度	R4年度	R5年度
協議の場の開催回数	3回	3回	3回

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	R3年度	R4年度	R5年度
コーディネーターの配置人数	2人	2人	2人

【日野町の取組】

鳥取県西部障害者自立支援協議会の一員として、多機能型の児童発達支援センターの設置や医療的ケア児部会の開催に取り組みます。また、地域の相談支援事業所や日野町の職員等に対し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの受講について働きかけを行います。

3. サービス見込み量

(1) 障がい福祉サービス等の見込み量

障がい福祉サービス及び相談支援のサービス見込み量について、これまでの利用実績の伸び等をもとに方向性を踏まえ、以下の通り定めます。

【障がい福祉サービス等の種類】

サービスの種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。（雇用型）
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。（非雇用型）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。

短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立生活援助	施設や共同生活援助を利用しており 1 人暮らしをする人に対し、定期的な訪問により、生活課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行う。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行う。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う。
地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行う。
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等 デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う。
医療型児童発達 支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体 の状況により、治療も行う。
居宅訪問型児童 発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載した障害児支援利用計画の作成及び見直しを行う。
保育所等訪問 支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じる。

【サービス見込み量】（令和２年度は９月までの実績）

サービス区分		単位	R1 実績	R2 実績	R3 見込	R4 見込	R5 見込
訪問系	居宅介護	時間	62.1	66.6	70	85	85
		人	5	5	5	6	6
	重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	同行援護	時間	0	0	1	1	1
		人	0	0	1	1	1
	行動援護	時間	10.7	7.3	10	10	10
		人	1	1	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	訪問系 計	時間	72.8	73.9	81	96	96
		人	6	6	7	8	8
日中活動系	生活介護	人日分	156	167.5	176	176	176
		人	7	8	8	8	8
	自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	就労移行支援	人日分	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	就労継続支援（Ａ型）	人日分	28.6	22	22	22	22
		人	1.4	1	1	1	1
	就労継続支援（Ｂ型）	人日分	382.8	339.5	352	336	320
		人	22.2	21.8	22	21	20
	就労定着支援	人	0	0	0	0	1
	療養介護	人	0	0	0	0	0
	短期入所（福祉型）	人日分	0	0.3	1	1	1
		人	0	0.2	1	1	1
	短期入所（医療型）	人日分	5.8	4	7	7	7
		人	0.8	0.8	1	1	1
居住系	自立生活援助	人	0	0	0	0	0
	共同生活援助	人	8.9	9.5	9	10	11
	（うち 精神障がい者）	（人）	（1）	（1.5）	（2）	（2）	（3）

	施設入所支援	人	5.2	5	5	5	4
相談	計画相談支援	人	38.1	36.8	37	37	36
	地域移行支援	人	0	0	0	0	0
	地域定着支援	人	0	0	0	0	0
児童通所支援等	児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日分	27.4	28.8	30	30	30
		人	2	2	2	2	2
	保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	人	4	3	2	2	2

※時間分：月間のサービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人分：月間の利用人数

① 訪問系サービス

訪問系サービスのうち、居宅介護の利用がやや増加傾向にあります。高齢化等に伴い、ニーズが増えることを見込まれることを踏まえ、令和3年度から令和5年度中に1名の増と見込みます。

② 日中活動系サービス

1) 生活介護

平成30年度から令和元年度までの間で利用者数と一人あたりの利用日数が減少後、令和2年度に増加しており、全体としては概ね見込どおりとなっています。今後も、大きな増減はなく、横ばい傾向が続くと見込みます。

2) 就労継続支援（A型）

ここ数年、1名から2名程度の平均利用者数という状況が続いていますが、令和2年10月現在、1名の実利用者のみで殆ど利用はありません。今後も、限られた利用者の継続的な利用が続くと見込みます。

3) 就労継続支援（B型）

ここ3年間において、平均利用者数はあまり変化がないものの、一人あたりの利用日数は減少傾向にあります。今後も、一人あたりの利用日数は、1か月あたり16日程度で推移すると見込みます。また、「福祉施設から一般就

労への移行促進」の目標に従い、令和5年度中に2名減と見込みます。

4) 短期入所（福祉型）

ここ3年間においては「緊急時に備えて利用できるようにしておきたい」とのニーズはあるものの、実際の利用には殆ど至っていない状態が続いています。今後も、そのような傾向は続くと思われ、1か月あたりに1人が1日程度を利用するという状況で推移すると見込みます。

5) 短期入所（医療型）

現在、1名の方が支給決定を受けておられます。今後も対象者の増減はなく、横ばい傾向が続くと見込まれます。

③ 居住系サービス

施設入所者の地域移行の目標に従い、令和5年度末までに施設入所者を1名減じることとします。共同生活援助については、ここ3年間において、もともと施設入所をされていた方で共同生活援助を行う事業所の立ち上げに伴い移行されたという方が2名、精神科病院に長期入院されていた方で退院後、共同生活援助での生活を始められた方が1名ありました。今後、高齢化等に伴い、「一定の支援を受けながら地域での生活を続けたい」という方が増えると考えられる為、令和5年度末までに利用者全体で2名の増加、うち精神障がいのある方が1名の増加と見込みます。

④ 相談支援（計画相談支援）

ここ3年間においては、36件から38件の間で推移し、僅かに減少傾向にあります。障がい福祉サービスの新規利用の方が年に数名ある一方で、利用者の介護保険施設への移行、死亡、転出、一般就労等に伴う減少がそれ以上に多いと考えられ、今後も、同様の傾向が続くと見込まれます。

⑤ 児童通所支援等

1) 放課後等デイサービス

ここ3年間の見込に対し、利用者数はやや減少しているものの、1人あたりの利用日数は当初見込みよりも増加しています。今後も少子化に伴い、利用者の増減は考えにくく、限られた利用者の同程度の利用頻度で推移するものと見込まれます。

2) 障害児相談支援

令和2年9月現在で3名の利用と、当初見込みの5名に対し2名の減となっています。もともと、利用者が少ない上、今後、進学等に伴い、さらに利用が減ると見込まれることから、令和3年度から令和5年度までは2名で推移すると見込まれます。

【子ども・子育て支援における地域資源の種別ごとの見込量】

種類	定量的な目標（見込）		
	R3年度	R4年度	R5年度
第1号認定 （受入施設：幼稚園、認定こども園）	0人	0人	0人
第2号認定 （受入施設：保育所、認定こども園）	1人	1人	1人
第3号認定 （受入施設：保育所、認定こども園等）	1人	1人	1人
放課後児童健全育成事業	0人	0人	0人

※現在、日野町内には幼稚園、認定こども園はなく、また、放課後児童健全育成事業は実施していません。従って、第1号認定及び放課後児童健全育成事業の令和3年度から令和5年度における見込量は0人とし、障がいのある児童の保育所での受入れ体制の充実に努めることとします。

（3）地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業の見込み量について、これまでの利用実績の伸び等をもとに以下の通り定めます。

【地域生活支援事業の種類】

一般相談支援	障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な相談援助を行う。日野郡江府町の相談支援事業所江美の郷に委託。
手話通訳・要約筆記	聴覚障がい者等からの要請に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者等のコミュニケーション手段の確保に努める。鳥取県西部 9 市町村で公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会に共同委託。
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

【サービス見込み量】

サービス区分	項目	単位	R1 実績	R2 実績	R3 見込	R4 見込	R5 見込
一般相談支援	月間利用者延数	人	16.9		19	19	19
手話通訳・ 要約筆記	月間利用者延数	人	7.2		8	8	8
日常生活用具 給付等事業	年間総利用件数	件	35	(27)	43	43	47
移動支援	月間総利用時間数	時間	16.4	(9.7)	13	13	13
日中一時支援	月間実利用者数	人	0.1	0.3	1	1	1

※（ ）内は、日常生活用具給付等事業については、令和2年11月末現在まで、移動支援については令和2年10月末現在までの実績を記載。

① 一般相談支援

平成30年度から令和2年度にかけて、1か月あたりの利用者延べ数が18名から20名に増加すると見込んでいたのに対し、平成30年度は21.7名、令和元年度は16.9名という結果でした。今後、年度によって多少の変動がある可能性はあるものの、1か月あたりの利用者延べ数が19名程度で推移するものと見込んでいます。

② 手話通訳・要約筆記

当該事業の利用者は限られ、利用頻度も安定しています。今後も同様の水準で推移するものと思われます。

③ 日常生活用具給付等事業

定期的、継続的な給付が必要となるストーマ患者、紙おむつ利用者が増えた事に伴い、年間総利用件数が前回計画策定時よりも増加傾向にあります。令和2年11月末現在、ストーマ患者と紙おむつの利用者を合わせて14名の方に対して継続的な給付を行っているため、令和3年度から令和4年度においては、これらの方が、年間3回程度の利用、その他の日常生活用具の利用が年間1回程度と考え、43件の年間総利用件数と見込みます。令和5年度については、さらに1名、ストーマ患者が増加し、47件の年間総利用件数と見込みます。

④ 移動支援

1か月あたりの利用時間が令和元年度から令和2年度にかけて減少傾向にあります。これは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出を控える方が多くなったことによる影響と考えられます。今後、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により変動がある可能性はありますが、1か月あたり13時間程度の総利用時間数で推移するものと見込まれます。

⑤ 日中一時支援

ここ3年間ににおいては、殆ど利用のない状態が続いており、今後も、多くても1ヶ月に1名程度の利用があるという程度で推移するものと考えられます。

4. 計画の進捗管理と評価について

第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画を推進する上で、計画の進捗状況や新たな課題を把握し、対応を図っていく必要があります。本町においては、1年ごとに各種サービスの目標値や見込み量に対する実績を把握することとし、目標値・見込み量と実績に大幅な差が生じた際は、当事者・家族、障がい福祉事業所等との協議の場を持ち、サービスの提供体制の確保に努めることとします。

5. 見込み量確保のための方策

(1) 基本的な考え方

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の見込み量に対する進捗状況をみる中で、多くの種類がある障がい福祉サービス等において、日野町では、利用実績が殆どあるいは全くないものが圧倒的に多いという結果が得られました。今後も、人口減少が進むため、障がい福祉サービス等の利用者の大幅な増加も見込まれにくく、むしろ減少傾向が進んでいくと思われます。そのような状況の中、日野町が単独で、新たに障がい福祉サービス等の提供ができる事業所の設置を行うための取組を行うことは難しく、近隣の市町村と連携しながら、サービス提供体制の確保を図っていくことが現実的です。

(2) 日野郡障がい福祉関係者連絡会の継続

日野町においては、平成30年度より隣町の江府町、日南町と共同で「日野郡障がい福祉関係者連絡会」を開催し、行政と日野郡内の障がい福祉サービス事業所とで、地域におけるサービスの提供体制等に関する協議を行っています。

ニーズはあるもののサービスに結び付きにくいケース等について、日野郡内の関係者が情報交換を行うことで、既存の障がい福祉サービスのみならず、代替手段としての地域生活支援事業との融合など、より効率的な方法・形態が考えられることが期待できます。また、現在は、日野郡内で障がい福祉サービスを提供している事業所と行政の担当者を中心として連絡会を開催していますが、今後、地域の当事者・家族団体等への参加も呼びかけながら協議をすすめていくこととします。

(3) 鳥取県西部障害者自立支援協議会への参画

日野町では今後も、「数は少ないもののゼロにはならない」といった障がい福祉サービス等に関するニーズが生じると考えられます。このような場合は、利用者のニーズに最適なサービスと事業所を結びつけることを個別に行っていく以外にありません。この取組を進める上で、鳥取県西部障害者自立支援協議会へ参画することは有効と言えます。鳥取県西部圏域の様々な事業所の関係者の方に、日野町の実情を知ってもらうことでサービス利用に向けた調整が行いやすくなるためです。そのため、これまでどおり鳥取県西部障害者自立支援協議会へ参画し、より広域的な視点での課題解決を進めていきます。

(4) 今後に向けて

国では、社会福祉法の改正に伴い、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」を創設することが決定し、令和3年度から施行されることとなってい

ます。日野町においては高齢化や人口減少、さらには福祉の担い手が不足が続いており、「支える側、支えられる側という枠を越え、人と人、人と社会資源が分野を越えて繋がり、地域をともに創っていく」という地域共生社会の視点は身近なものです。

日野郡障がい福祉関係者連絡会や鳥取県西部障害者自立支援協議会での取組とおし、日野郡内あるいは鳥取県西部圏域との繋がりの中で障がい福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討をすすめ、「支え合いの地域づくり」に向けた取組が進むよう努めていくこととします。

日野町障がい者計画等策定委員名簿

区 分	氏 名	所属団体名・役職等
障がい福祉事業者	委員長 田子 功司	相談支援事業所江美の郷・所長
障がい者当事者・家族	副委員長 三好 康之	町身体障害者福祉協会・会長
学識経験者	石田 信広	町社会福祉協議会・会長
学識経験者 鳥取県西部障害者自立支援協議会	新川 貴史	エポック翼・相談支援専門員
民生児童委員	稲田 治	町民生児童委員
障がい者当事者・家族	緒形 崇子	日野郡障がい児（者）支援ネット 「ひまわりの会」
障がい者当事者・家族	佐藤 あい	日野郡障がい児（者）支援ネット 「ひまわりの会」
一般公募	瀧田 祐吉	
障がい福祉事業者	林原 正彦	セルプひの・所長
関係行政機関の職員	砂流 誠吾	教育課・課長

事務局 日野町健康福祉課 課長 住田 秀樹
課長補佐 生田 直子
障がい福祉担当 杉原 陽介